

## 特殊法人等整理合理化計画の実施状況（個表）

平成 1 5 年 4 月 1 0 日

## 目 次

内閣府	1
警察庁	6
金融庁	9
総務省	12
法務省	30
外務省	33
財務省	37
文部科学省	55
厚生労働省	74
農林水産省	91
経済産業省	113
国土交通省	143
環境省	167

内閣府

沖縄振興開発金融公庫

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】 本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。</p> <p>業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p>特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14、15年度予算において事業規模の縮減を実施。 貸付規模（当初計画） 平成13年度   平成14年度   平成15年度 2,401億円    2,180億円    2,010億円</li> <li>・IT化の推進。人員の効率的活用。</li> <li>・本土公庫等並びの制度、公庫独自の26制度を廃止、5制度の整理統合。</li> <li>・中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度全てについて取扱期間を設定。</li> <li>・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っているとは仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から開示。</li> <li>・リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。</li> <li>・金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</li> <li>・繰上償還を含めた政策コストは、平成12年度から作成・開示。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。</li> </ul>

北方領土問題対策協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝等業務】</b>            北方領土返還要求運動に係る啓蒙宣伝事業について、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。            民間団体に対する助成事業について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合には助成措置を終了することを明記する。            助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。            助成事業について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p> <p><b>【北方領土に係る調査研究】</b>            研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【北方地域旧漁業権者等に対する融資業務】</b>            市町村資金は廃止する。            貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。             金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。            政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・北方領土問題の解決の促進等の設立目的を達成できるように、独立行政法人通則法に基づき、中期目標、中期計画等を検討予定。また、北方領土が返還された時点で助成事業自体を終了予定。</li> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・評議員会による審査・評価を実施。</li> <li>・助成先を事業報告書において公表。</li> <li>・研究成果については、ホームページ等を通じて、できるだけ国民に分かりやすい形で情報提供する予定。</li> <li>・平成14年4月をもって廃止。</li> <li>・リスク管理債権の開示は、民間と同様の基準で実施済み。</li> <li>・引当金について開示済み。</li> <li>・金利の決定責任主体については、法令に基づき、協会が主務大臣の認可を受けて決定。</li> <li>・評議員会による評価、会計監査人の活用等による政策コストの明示について検討中。</li> </ul>
<p>独立行政法人とし、北方領土が返還された時点で廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</li> </ul>

国民生活センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【消費者情報事業】</b> 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【相談事業】</b> 直接相談を段階的に縮小し、最終的には地方公共団体の設置する消費生活センターからの経由相談に特化する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【商品テスト事業】</b> 商品比較テストは廃止し、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品テストに特化する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【普及交流事業】</b> 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【国民生活の実態等に係る調査研究】</b> 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・14年度に削減（8,000 4,000件）、相談員の削減（4 2人）</li> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・14年度をもって廃止。</li> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> <li>・独立行政法人評価委員会で評価基準を設定し、毎事業年度及び中期目標の期間に業務の実績について評価。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

総合研究開発機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>集中改革期間中に、財務基盤の充実の状況や研究成果の実績を勘案しつつ、財団法人化の方向で組織のあり方を見直す。</p>	<p>・総合研究開発機構が果たすべき役割・機能、業務のあり方等について有識者からなる「総合研究開発基本問題研究会(第6次)」において検討予定。</p> <p>なお、総合研究開発機構会長の下に、我が国におけるシンクタンクのあり方について議論を深め、総合研究開発機構の改革の方向性を明らかにするため、「我が国におけるシンクタンクのあり方に関する懇談会」が設置され、議論が進められている。その結果も踏まえ上記研究会で検討予定。</p>

警 察 庁

警察共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用体制については、「長期経理の余裕金の運用に関する基本方針」を平成14年度に策定し、一層の整備、強化。</li> <li>・運用担当者は、研修などにより能力強化。</li> <li>・施設の運営について、経費節約・人員削減など事業の合理化、外部委託など効率化の推進。</li> <li>・慢性的赤字が改善されない施設については、順次廃止予定。</li> <li>・平成14年度は宿泊施設7施設を廃止し、平成15年度については4施設廃止予定。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

自動車安全運転センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【交通事故及び運転経歴証明業務、通知業務、安全運転研修（安全運転中央研修所）】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【安全運転・交通事故防止に関する調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度事業結果に係る外部評価については、平成14年度中に実施。結果については、平成15年度に公表予定。</li> <li>・平成13年度実施結果に係る外部評価については、平成14年度中に実施。結果については、平成15年度に公表予定。</li> </ul>
<p>更なる経営効率化の取り組みを進めるとともに、業務を適正かつ確実に実施していくための経営基盤の確立等に必要な条件を整備した上で、民間法人化する。</p>	<p>第156回通常国会に民間法人化のための法案を提出。</p>

金 融 庁

日本公認会計士協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>【公認会計士の指導等】</p> <p>業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制を廃止する。</p>	<p>・決算書類については、その要旨を官報に公告しているほか、業務に関する情報についても、ホームページへの掲載や事務所への備えつけ等情報公開の推進に努めてきているところであり、平成13年12月には、財務に関する情報を新たにホームページへ掲載することとした。</p> <p>・平成14年12月に公表された金融審議会公認会計士制度部会の報告を踏まえ、第156回通常国会に法案を提出した。</p>
民間法人化する。	

預金保険機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>【預金保険業務・金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。</p> <p>金融再生、早期健全化業務等の特例業務が終了した後、業務及び組織のあり方について抜本的な見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・預金保険法等所管法令に基づき、効率的かつ適正に業務を遂行することとしている。</li><li>・金融再生、早期健全化業務等の特例業務が終了した後、適時・適切に業務と組織の見直しを検討していく。</li></ul>
認可法人	

總 務 省

簡易保険福祉事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【簡易生命保険運用事業、郵便貯金運用事業】</b> 郵政公社化に合わせ、郵政公社に移管する。</p> <p><b>【加入者福祉施設（かんぽの宿等）】</b> 施設設置運営に係る財務状況について加入者にわかりやすく情報提供した上で、加入者意思を反映させる。不採算施設の統廃合や競争条件を付した外部委託の拡充など効率化に向けた改善を実施し、宿泊施設、レク施設運営に係る経費負担を縮減し、平成19年度までに運営費交付金を廃止する。 また、民間施設と競合があり、民営化が可能な施設は民営化又は民間移管し、残った施設について、身体障害者・高齢者利用に配慮したバリアフリー化施設に重点化した上で、員内外の利用料格差を十分なレベルに設定する。 これらの整理を行った上で、郵政公社化に合わせ、郵政公社に移管する。</p> <p><b>【土地高度利用事業】</b> 郵政公社化に合わせ、廃止する。</p> <p><b>【簡易生命保険加入者の健康の保持増進事業に対する助成】</b> 郵政公社化に合わせ、廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年4月から日本郵政公社へ移管。</li> <li>・13年度決算から施設ごとの経営状況等を公表（14年9月）</li> <li>・施設を統廃合（閣議決定時：116所 14年度末：105所）引き続き、不採算施設の廃止決定を毎年度段階的に行い、19年度（決算）をもって完了予定。</li> <li>・夜間警備、清掃業務等の競争入札を拡大（13年度：12.7% 14年度：51.1%）引き続き拡大し17年度で完了予定。</li> <li>・宿泊・レク施設の運営費交付金を削減（13年度：92億円 14年度：76億円）引き続き縮減し19年度までに廃止予定。</li> <li>・身体障害者用客室の機能向上、介護専用浴室の設置等を推進。</li> <li>・宿泊料金の員内外格差料金を改定（15年2月）</li> <li>・15年4月から日本郵政公社へ移管。</li> <li>・14年度をもって廃止。</li> <li>・14年度をもって廃止。</li> </ul>
<p>簡易保険事業等の郵政公社化に合わせ、廃止する。 上記の事業見直しを行った上で、残る業務については、郵政公社において実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第154回国会で法案成立。15年4月に日本郵政公社が設立予定。</li> </ul>

公営企業金融公庫

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【地方債資金の融通業務】</b>            貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。</p> <p>財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年度から、以下の事業の新規貸付を廃止。</li> <li>・ 地域開発事業（臨海土地造成、内陸工業用地造成、流通業務団地造成、住宅用地造成、事務所・店舗等用地造成、土地区画整理事業としての宅地造成）</li> <li>・ 市街地再開発事業</li> <li>・ 土地開発公社の地域開発事業</li> <li>・ 貸付計画額を縮減（13年度：1兆9,777億円 15年度：1兆7,536億円）</li> <li>・ 財投機関債の発行の拡充（13年度：1千億円 15年度：3千億円）</li> <li>・ 政府保証のシェアの縮減（13年度：76.0% 15年度：65.3%）</li> <li>・ 15年度から政策評価を実施する予定。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年12月に取りまとめられた経済財政諮問会議の結論を踏まえ、さらに検討を行う。</li> </ul>

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【地域会社が発行する株式の引受及び保有等】</b>                      政府保有株式数規制について、売却可能株式の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証した上で、早急に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府保有株式数規制を検討するに当たっては、売却可能株式（現在約201万株）の処分状況を勘案するとともに、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証する必要がある、14年2月に取りまとめられた「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」（情報通信審議会答申）等を踏まえ、引き続き検討を進める。</li> </ul>
<p>既に民営化されているが、政府保有株式数規制について、売却可能株式の処分状況等を勘案した上で、早急に結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>

日本放送協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【公共放送事業】</b>            公共放送事業に付随した新たな業務の実施について、インターネット利用については放送の補完としての利用に限定するとともに、子会社等の業務範囲の拡大を抑制するため、子会社等の業務範囲を原則として出資対象事業に限定する等の仕組みを設ける。</p> <p>子会社等との取引については、競争契約を原則とするとともに、随意契約による場合については、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない等やむを得ない場合に限定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン（放送法第9条第2項第2号に規定する附帯業務の解釈指針）を策定し（14年3月公表）これに則して実施。</li> <li>・「日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン（放送法第9条の2及び第9条の3に関する解釈指針）を策定（14年3月公表）</li> <li>・「日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン（放送法第9条の2及び第9条の3に関する解釈指針）を策定し（14年3月公表）これに則して実施。</li> </ul>
<p>特殊法人</p>	

地方公務員災害補償基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【地方公務員の公務上の災害に対する補償】 地方公務員制度の一環として、地方公共団体が共同で行う業務とする。	・地方公共団体が主体となって運営する法人に移行。
地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（地方共同法人（仮称））とする。	・第155回国会で法案成立。15年10月に移行予定。

通信・放送機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【研究開発業務等】</b></p> <p>電気通信システム共同開発事業及び通信・放送研究成果展開事業については、基礎的な要素技術を統合するなど、リスクが高くかつ単独の研究開発機関では実施が困難なものに限定する。</p> <p>競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。</p> <p>競争的資金供給業務については、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究成果等から生じる収益の還元の現状（当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状）を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクが高いもの等に限定して実施。 13年度：52億円 14年度：26億円 15年度：16億円</li> <li>・総合科学技術会議との調整を踏まえて実施。</li> <li>・研究開発課題の採択に当たっては、研究者の当該課題への従事度合い及び他制度からの助成状況を提案書に記載させ、応募課題の採択審査に活用。</li> <li>・具体的な評価体制について検討し、新独立行政法人設立の際に措置予定。</li> <li>・具体的な評価体制等について検討し、新独立行政法人設立の際に措置予定。</li> <li>・研究評価の在り方等について情報通信審議会で審議し、「総務省情報通信研究評価指針（14年6月）を取りまとめ。研究成果をホームページで公開（工業所有権情報(267件) 成果報告書（710件）。</li> <li>・14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。</li> <li>・「総務省情報通信研究評価指針」等を踏まえ、国民にわかりやすい形での情報提供を実施（工業所有権情報(267件)、成果報告書(710件)。</li> <li>・研究成果等から生じる収益還元の現状の適切な公表方法及び収益改善策を検討し、15年度決算から実施予定。</li> </ul>

産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による研究開発業務は、収益改善策を検討しつつ事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。

**【通信・放送事業者に対する助成等】**

実績がない又は少ない事業や政策目標の達成度が低い事業は、廃止し、より効率的・効果的な施策に転換する。特に出資事業は収益の還元を求めることが困難であり、廃止する。

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。

**【衛星管制業務】**

民間において実施可能であることから、速やかに廃止し、民間に移管する。

廃止した上で、独立行政法人通信総合研究所と統合し、新たに通信・放送関係の研究開発及び民間支援を総合的に実施する独立行政法人を設置する。

・採択時等の評価において収益性を重視するため、収益性を独立した評価項目とするなど、収益の可能性のある場合等に限定して実施。

・14年度から該当する業務を廃止。

・出資事業の廃止。

・適切な政策目標決定の在り方、事後評価の決定等を検討し、新独立行政法人設立の際に措置予定。

・13年度をもって衛星管制業務を廃止。

・第155回国会で法案成立。16年4月に設立予定。

平和祈念事業特別基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【平和祈念事業特別基金事業】 事業量に応じた効率的な業務実施体制とする。	・ 需要動向に応じて組織面の見直しを実施。 ・ 事業規模を縮減。 ( 13年度：14億円 14年度：12億円 15年度：11億円 )
独立行政法人とする。	・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。

地方職員共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用課の新設、増員等運用体制を整備。</li> <li>・ 宿泊施設の運営については、事業の合理化・効率化を更に一層推進するとともに、経営が困難な施設については存廃も含め経営改善策を講じている。</li> <li>・ 医療施設については、保健経理からの繰入れを廃止。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

東京都職員共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用に当たっては、専門の運用評価機関を活用しているほか、運用担当者の知識向上を図るため、資金運用に関する研修会等に参加するなど、運用体制の充実に努めている。</li> <li>・宿泊施設の運営については、事業の合理化・効率化を更に一層推進するとともに、経営が困難な施設については、段階的に廃止。</li> <li>・医療施設については、病院を統合する等、その再編整備を実施。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

指定都市職員共済組合 10

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用担当者の知識向上を図るため、資金運用に関する研修会等に参加するなど、運用体制の充実に努めている。</li> <li>・宿泊施設の運営については、事業の合理化・効率化を更に一層推進するとともに、経営が困難な施設については存廃も含め経営改善策を講じている。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

全国市町村職員共済組合連合会

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金運用室の新設、増員等運用体制を整備。</li> <li>・ 宿泊施設については、その運営を民間へ委託する等、事業の合理化・効率化を推進。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

地方公務員共済組合連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。	・資金運用部に、課の新設、投資専門員の設置、増員等運用体制を整備。
----- 共済組合類型の法人として整理する。	-----

都道府県議会議員共済会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。	・運用担当者の知識向上を図るため、資金運用に関する研修会等に参加するなど、運用体制の充実に努めている。
----- 共済組合類型の法人として整理する。	-----

市議会議員共済会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。	・運用担当者の知識向上を図るため、資金運用に関する研修会等に参加するなど、運用体制の充実に努めている。
----- 共済組合類型の法人として整理する。	-----

町村議会議員共済会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。	・運用担当者の知識向上を図るため、資金運用に関する研修会等に参加するなど、運用体制の充実に努めている。
----- 共済組合類型の法人として整理する。	-----

日本行政書士会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単体会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにおける情報公開を実施。</li> <li>・15年3月に実施。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年3月から民間法人化。</li> </ul>

法 務 省

日本司法書士会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p><b>【司法書士の指導等】</b>            業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等            情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含            め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、            独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行            わないことを明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページへの掲載等を実施。</li> <li>・ 司法書士法を改正（平成14年法律第33号）し、会則記載事項のうち報酬に関する規定を削除。</li> <li>・ 広告規制については平成13年度措置済み。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<p>第154回国会において関連法案成立            （平成14年4月24日成立，同年5月7日公布）</p>

日本土地家屋調査士会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p><b>【土地家屋調査士の指導等】</b>            業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等            情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含            め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、            独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行            わないことを明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページへの掲載等を実施。</li> <li>・ 土地家屋調査士法を改正（平成14年法律第33号）し、会則記              載事項のうち報酬に関する規定を削除。</li> <li>・ 広告規制については平成13年度措置済み。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<p>第154回国会において関連法案成立            （平成14年4月24日成立，同年5月7日公布）</p>

外 務 省

国際協力事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p><b>【技術協力事業】</b></p> <p>客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的な評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施するとともに、評価委員会の設置等による外部評価を実施し、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>現在、公益法人等が実施している技術協力のうち、相手国政府の関与の程度等にかんがみて、適当なものについて事業の移管を受ける。</p> <p>事業が総合的かつ効率的になされるよう、事務処理のあり方を見直す。</p> <p>技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を、国別、地域別に総合的に行うことができるよう配慮する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在外事務所による事後評価を拡充。</li> <li>・ 外部有識者による評価委員会の設置と事後評価種類の統合、拡充による外部評価の促進等</li>   <li>・ 農林水産省所管の食品産業海外技術協力促進事業費を移管。</li>   <li>・ 予算体系の硬直化による弊害をなくすため、(旧)海外協力事業費と(旧)プロジェクト方式技術協力事業費の大幅な整理・統合を実施。</li> <li>・ 知識・ノウハウを効率的に事業・事務に活用するため、ITによる技術支援ネットワークを整備。</li> <li>・ 政府開発援助関係省庁連絡協議会を始めとした各府省連携スキームの強化等を通じた資金協力・技術協力の連携を強化すべく検討中。</li> </ul>

<p><b>【開発投融资事業】</b>  開発投融资事業は廃止することとし、平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う。</p> <p><b>【海外移住事業】</b>  入植地事業、移住者送出業務は廃止する。また、融資事業は、段階的に整理し、平成17年度末に廃止する。</p> <p><b>【無償資金協力事業】</b>  客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【災害援助等】</b>  客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p><b>【青年海外協力隊事業】</b>  客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理合理化計画の指摘のとおり。独立行政法人国際協力機構法においても所要の規定を設けた。</li> <li>・ 整理合理化計画の指摘のとおり。独立行政法人国際協力機構法においても所要の規定を設けた。</li> <li>・ 在外事務所による事後評価を拡充</li> <li>・ 外部有識者による評価委員会の設置と事後評価種類の統合、拡充による外部評価の促進等</li> <li>・ 在外事務所による事後評価の拡充</li> <li>・ 外部有識者による評価委員会の設置と事後評価種類の統合、拡充による外部評価の促進等</li> <li>・ 在外事務所による事後評価の拡充</li> <li>・ 外部有識者による評価委員会の設置と事後評価種類の統合、拡充による外部評価の促進等</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月設立予定</li> </ul>

国際交流基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>【日本研究振興及び日本語普及事業、催し・芸術交流事業、文化紹介事業、人物交流事業、日米親善交流事業、アジア交流強化事業】</p> <p>外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小する。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【文化交流等に係る調査研究】</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>・外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小（例：長年に亘り途上国の日本研究家等を日本に招聘し、役割を尽くしつつある海外日本研究講座助手等招聘については、全世界を対象に公募により日本で研究を行うためのフェローシップに統合する。）</p> <p>13': 10,787      14': 9,223      15': 8,453〔百万円〕</p> <p>・事業評価の一環として、日本語国際センター国際懇談会経費及び関西国際センター調査研究費を予算措置。（例：関西国際センターの事業に関し、外部専門家から構成される評価委員会が年度毎に評価を行い、評価報告書を公表していく。）</p> <p>13': 13      14': 11      15': 11      〔百万円〕</p> <p>・基金事業全般に係る外部評価手法検討のための経費など、事業評価にかかる経費を予算措置。</p> <p>13': 9      14': 9      15': 12〔百万円〕</p> <p>（例：外部有識者からなる評価委員会を開催し、基金が行う各種事業・調査研究に対する評価手法について提言を行う。また、平成15年度の助成事業選定においては、外部専門家による事前評価を導入。）</p>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定</p>

財 務 省

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等																								
<p><b>【融資】</b>                      一般貸付（生活衛生資金貸付の一般貸付を含む）                      「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。</p> <p>特別貸付・経営改善貸付（生活衛生資金貸付の特別貸付を含む）                      現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>教育貸付                      収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の資金需要に配慮しつつ、貸付規模を縮減。                      （中小企業を取り巻く経済金融情勢が依然厳しい状況にあるため、平成15年度貸付規模は据え置く。）                      普通貸付（当初計画）                     <table border="1" data-bbox="1142 446 1792 534"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>平成14年度</td> <td>平成15年度</td> </tr> <tr> <td>32,500億円</td> <td>31,500億円</td> <td>31,500億円</td> </tr> </table>                     生活衛生貸付（当初計画）                     <table border="1" data-bbox="1142 566 1792 654"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>平成14年度</td> <td>平成15年度</td> </tr> <tr> <td>2,530億円</td> <td>2,300億円</td> <td>2,300億円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 平成13年度から新規開業者向け無担保・無保証人融資に関し、また、平成15年1月27日から無担保・第三者保証人を徴求しない融資に関し、回収不能リスクを貸付金利に上乗せする貸付制度を導入。</li> <li>・ 平成14年度において特別貸付について、22制度のうち5制度を廃止するなど制度見直しを行い、10制度に整理統合。                      特別貸付事業規模（当初計画）                     <table border="1" data-bbox="1142 997 1792 1085"> <tr> <td>平成13年度</td> <td>平成14年度</td> <td>平成15年度</td> </tr> <tr> <td>8,482億円</td> <td>7,900億円</td> <td>7,900億円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 平成14年度に特別貸付制度の取扱期限を原則3年（平成17年3月31日まで）に設定。</li> <li>・ 廃止の指標を「政策目的が達成されたもの又は貸付実績が過少なものについては、原則として廃止する」ことをベースに設定することで検討。</li> <li>・ 貸付対象者の収入上限額を引下げ。                     <table border="1" data-bbox="1142 1388 1612 1476"> <tr> <td>給与所得者：</td> <td>1,210万円</td> <td>990万円</td> </tr> <tr> <td>事業所得者：</td> <td>990万円</td> <td>770万円</td> </tr> </table> </li> </ul>	平成13年度	平成14年度	平成15年度	32,500億円	31,500億円	31,500億円	平成13年度	平成14年度	平成15年度	2,530億円	2,300億円	2,300億円	平成13年度	平成14年度	平成15年度	8,482億円	7,900億円	7,900億円	給与所得者：	1,210万円	990万円	事業所得者：	990万円	770万円
平成13年度	平成14年度	平成15年度																							
32,500億円	31,500億円	31,500億円																							
平成13年度	平成14年度	平成15年度																							
2,530億円	2,300億円	2,300億円																							
平成13年度	平成14年度	平成15年度																							
8,482億円	7,900億円	7,900億円																							
給与所得者：	1,210万円	990万円																							
事業所得者：	990万円	770万円																							

<p>共通事項</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付規模を縮減。 教育貸付（当初計画） 平成 13 年度    平成 14 年度    平成 15 年度 2,830 億円    2,550 億円    2,550 億円</li> <li>・ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成 12 年度決算分から実施。</li> <li>・ リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15 年 4 月施行）。</li> <li>・ 金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</li> <li>・ 業務運営について第三者の意見を反映させることについては、外部有識者を招いて、公庫の業務運営について意見を聴取し、それを業務に反映させることを目的とする「国民生活金融公庫運営懇話会」を平成 14 年 6 月から各地で開催。</li> <li>・ 客観的評価手法については、新規開業がもたらす雇用創出効果などについて算出・開示しているところであるが、現在、更に評価に資すると考えられる業務指標及びこれら指標がどのように評価に利用できるかについて検討を重ねているところ。</li> <li>・ 繰上償還を含めた政策コストは平成 11 年度から作成・開示。</li> <li>・ 平成 15 年度において、収支差補給金を廃止。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成 14 年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 1 月 17 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。</li> </ul>



共通事項

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

【海外経済協力業務】

海外投融資業務

廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。

円借款業務

ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

共通事項

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

・ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っているとは仮定して策定した財務諸表(行政コスト計算財務書類)において、平成12年度決算分から実施。(いずれも監査法人の監査を受けて開示。)

・ リスク管理の分野について金融庁検査を導入(15年4月施行)。

・ 金利の決定責任主体については、国際協力銀行が主務省と協議しつつ決定。

・ 自ら業務運営の方向性・目標を定め、その達成状況を評価する業務運営評価制度を導入。  
なお、繰上償還を含めた政策コストは平成10年度から作成・開示。

・ 14年度出融資業務において、海外投融資業務から撤退。ただし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資。

・ 事業規模を縮減。

事業規模(当初計画)

平成13年度	平成14年度	平成15年度
8,600億円	7,570億円	7,370億円

・ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っているとは仮定して策定した財務諸表(行政コスト計算財務書類)において、平成12年度決算分から実施。(いずれも監査法人の監査を受けて開示。)

・ リスク管理の分野について金融庁検査を導入(15年4月施行)。

<p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自ら業務運営の方向性・目標を定め、その達成状況を評価する業務運営評価制度を導入。 繰上償還を含めた政策コストは平成10年度から作成・開示。 なお、従来から事後評価を実施するとともに、事前から中間、事後への一貫した評価プロセスの一層の充実に向け対応中。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。</li> </ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等									
<p><b>【融資・債務保証・出資】</b>  「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投融資規模を縮減。なお経済構造改革分野については増額。  事業規模（当初計画）  <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 13 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 14 年度</td> <td style="text-align: center;">平成 15 年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16,000 億円</td> <td style="text-align: center;">12,000 億円</td> <td style="text-align: center;">11,780 億円</td> </tr> </table> （うち経済構造改革分野）  <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">950 億円</td> <td style="text-align: center;">900 億円</td> <td style="text-align: center;">2,288 億円</td> </tr> </table> </li>   <li>・ 融資対象事業等の縮減及び融資条件（金利・期間・融資比率）の見直し。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象事業の縮減及び対象項目の簡素化  （石炭火力発電所建設事業の廃止等約 50 項目で事業廃止・対象除外・対象項目の再編）</li> <li>2 金利設定の見直し  （期間及び信用リスクを踏まえた金利体系を導入）</li> <li>3 貸付期間の短い融資については原則廃止  （貸付期間を原則 5 年超に限定）</li> <li>4 長期資金の調達力に応じた融資比率の設定  （原則として、社債格付け A A A の企業向けの融資比率を 30% 以下に、A A 及び A の企業向けの融資比率を 40% 以下に引き下げ）</li> </ol> </li>   <li>・ プロジェクト・ファイナンス、都市再生・地域開発支援等について以下のように取組。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 プロジェクト・ファイナンスの活用  （P F I、大規模都市再開発事業等）</li> <li>2 都市再生・地域開発に対する支援  （「都市再生ファンド（仮称）」等に対する出資、地域関連融資制度の新設等）</li> <li>3 事業再生・産業再編に対する支援  （D I P ファイナンス、投資ファンドに対する出資）</li> <li>4 金融・資本市場活性化に資する C L O 等の取組みを支援</li> </ol> </li> </ul>	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	16,000 億円	12,000 億円	11,780 億円	950 億円	900 億円	2,288 億円
平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度								
16,000 億円	12,000 億円	11,780 億円								
950 億円	900 億円	2,288 億円								

貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。

民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。

・ 政策投資銀行を含む金融機関の貸付債権の流動化（証券化を含む）を組み入れた金融・資本市場活性化のための金融スキームを創設。

・ 貸付残高の圧縮

貸付残高

平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末
168,040 億円	160,099 億円 (予定)	153,839 億円 (予定)

・ 事業債やシンジケートローン等に対する保証の積極活用を検討。

・ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から実施。（いずれも監査法人の監査を受けて開示。）

・ リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。

・ 金利の決定責任主体については、日本政策投資銀行が主務省と協議しつつ決定している。

・ 投融資案件・制度の評価結果（内部評価）を取りまとめ、13年度及び14年度に運営評議員会に報告・公表し、14年度予算及び15年度予算に反映。

・ 13年度の運営評議員会報告書（外部評価）を踏まえ、主務大臣が第2期中期政策方針（14～16年度）を策定・公表。第2期中期政策方針の実施状況につき、引き続き運営評議員会で審議。

・ 政策コストは平成10年度から作成、12年度から開示。

・ 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。

日本たばこ産業株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>&lt; 事業において講ずべき措置 &gt;</p> <p>-</p>	<p>-</p>
<p>&lt; 組織形態について講ずべき措置 &gt;</p> <p>日本たばこ産業株式会社の民営化を段階的に進める観点から、できる限り早期に、同社の株式の政府保有比率を3分の2以上から2分の1(100万株)以上に引き下げる等の措置を講じる。</p>	<p>・「日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案」が平成14年通常国会に提出され、同法案は同年4月12日に成立、同月19日に公布・施行された。</p>

日本銀行

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>&lt; 事業において講ずべき措置 &gt;  <b>【銀行券の発行、通貨及び金融の調節等】</b>            業務を更に効率的かつ適正に実施する。このため、区分経理を行い、業務毎のコストの明確化等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期的な人員計画に基づく人員削減、人員削減等に伴い遊休化する資産の売却、小樽支店の廃止等により、業務の更なる効率化に努力。</li> <li>・ 業務分野毎にコストを区分し、その明確化を図るため、業務の特徴を的確に反映するような業務分野の設定方法、業務分野毎のコスト算定方法等について検討。また、経費関連事務を機械処理するためのシステム開発を14年度初に完了させたので、今後は、同システムによりデータの蓄積を行う一方、蓄積されたデータを分析・加工するシステムを検討。15年度分から業務分野毎のコストを公表。</li> </ul>
<p>&lt; 組織形態において講ずべき措置 &gt;            認可法人</p>	<p>-</p>

日本税理士会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>&lt; 事業について講ずべき措置 &gt;  <b>【税理士の指導等】</b>                      業務、財務等に関して、ホームページへの掲載等情報公開を一層推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある会則等による広告規制を廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務、財務等に関する情報については、従来から機関紙である「税理士界」に掲載するとともに、ホームページに掲載するなど、情報公開の推進に対し積極的な取組み。更に、平成14年度においては、収支計算書及び貸借対照表を官報に公告するとともに、事業報告書等を一般の閲覧に提供。</li> <li>・平成13年5月25日に成立した改正税理士法において、報酬の最高限度額に関する規定が会則の絶対的記載事項から削除されたことから、報酬規定を会則等から削除（平成14年4月1日実施）。また、平成14年度において、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制を廃止することとし、会則等による広告規制の見直しを実施。</li> </ul>
<p>&lt; 組織形態について講ずべき措置 &gt;                      平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年10月29日をもって民間法人化。</li> </ul>

日本万国博覧会記念協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p data-bbox="241 336 680 368">&lt; 事業において講ずべき措置 &gt;</p> <p data-bbox="241 384 416 416">【公園事業】</p> <p data-bbox="241 432 1088 512">事業を更に効率的かつ適正に実施するため、一層の事務処理の合理化及びコストの削減を図る。</p> <p data-bbox="241 624 416 655">【基金事業】</p> <p data-bbox="241 671 1088 799">事業を適正に実施するため、交付手続きの透明性を確保するとともに、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p>	<ul data-bbox="1122 432 1966 608" style="list-style-type: none"><li>・ 管理業務についてアウトソーシングを実施。</li><li>・ 引き続き業務運営を見直し、組織体制をスリム化。</li><li>・ 整備・管理業務の契約方法について一般競争入札を引き続き拡大。</li></ul> <p data-bbox="1122 671 1966 799">・ ホームページ等に補助要綱及び採択基準を公開するとともに、要望状況並びに交付先、交付額及び交付理由等の採択結果を公開。</p>
<p data-bbox="241 911 741 943">&lt; 組織形態において講ずべき措置 &gt;</p> <p data-bbox="241 959 539 991">独立行政法人とする。</p>	<p data-bbox="1122 959 1966 1038">第155回国会で法案成立。平成15年10月1日設立予定。</p>

通関情報処理センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>&lt; 事業について講ずべき措置 &gt;</p> <p><b>【通関情報処理システムの管理運営】</b></p> <p>システム開発に係る競争入札の範囲の拡大、業務の外部化等、業務の実施について更なる効率化・適正化を図る。</p> <p>システム開発・改良に当たっては、シングルウィンドウ化等国際物流に係る手続きの簡素化に適切に配慮する。また、料金設定に当たっては、利用者の意見を反映する。</p>	<p>・平成14年において、通関情報処理システム(NACCS)のインターネット接続に係るハードウェアの一般競争入札を実施。今後とも競争入札の範囲を拡大。</p> <p>業務の外部化については、既に電算機運転代行等について実施。今後ともその積極的な活用を図るなど、業務の実施について更に効率化・適正化。</p> <p>・国際物流に係る手続きの簡素化のため、NACCS等のシステムの連携により、シングルウィンドウ化を図ることとしており、平成15年7月中の運用開始を目途にシステム開発作業中。NACCSは当該作業に積極的に参加。今後とも国際物流に係る手続きの簡素化について、システム改善等により適切に配慮。</p> <p>平成14年4月の利用料金の引下げにあたり、新料金案に対するパブリックコメントを実施(同年2月)。また、平成15年3月に実施したNACCSのインターネット接続についても、料金案に対するパブリックコメントを実施(平成14年11~12月)。今後も、自主的にパブリックコメントを実施する等、利用者の意見を聴取。</p>
<p>&lt; 組織形態について講ずべき措置 &gt;</p> <p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。平成15年10月1日設立予定。</p>

各省各庁の共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p data-bbox="237 336 680 368">&lt; 事業について講ずべき措置 &gt;</p> <p data-bbox="237 384 450 416">【宿泊施設等】</p> <p data-bbox="237 432 1088 560">施設の運営その他の福祉事業については、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っているものは、整理する。</p>	<p data-bbox="1111 432 1962 512">・組合員のニーズや事業の意義が低下している施設については、廃止、縮小化等を推進。</p> <p data-bbox="1111 528 1962 608">（平成 14 年度に 4 施設廃止、平成 15 年度に 6 施設廃止予定。）</p>
<p data-bbox="237 911 741 943">&lt; 組織形態について講ずべき措置 &gt;</p> <p data-bbox="237 959 763 991">共済組合類型の法人として整理する。</p>	<p data-bbox="1111 967 1133 991">-</p>

国家公務員共済組合連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p>&lt; 事業について講ずべき措置 &gt;</p> <p>【国家公務員の年金積立金の運用、年金の給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設等】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている医療施設・宿泊施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p> <p>事業実績が小さい又は利用者の範囲が限定的な住宅事業、保健事業、物資事業は廃止する。</p>	<p>・平成13年度に設置した資産運用委員会の報告書に基づき「積立金等の運用の基本方針」を改正。 担当職員に対する資産運用実務研修等を実施。 資金運用部の増員、運用資産情報一元管理システムの導入により運用体制を充実。</p> <p>・宿泊施設については、民間委託の推進等抜本的な経営改善に取組み。 また、平成14年度上半期実績等を踏まえ、中期的事業経営改善計画を策定した。 医療施設については、共済事業としての意義の再検討を踏まえ、財源の見直しに併せて、全病院に係る新たな再編・合理化計画を策定した。 新たな再編・合理化計画の策定と併せ、(目)国家公務員共済組合連合会医療施設費等補助金を縮減。 13': 10,058      14': 8,678      15': 7,927〔百万円〕</p> <p>・平成14年12月末で物資事業の一部(物資販売事業)を廃止するなど、3事業とも平成16年度までに廃止の方向で取組みを</p>

<p>【全体】</p> <p>業務の見直しと並行して、効率化の観点から、体制の見直しを行う。</p> <p>第三者による評価制度を導入する。</p>	<p>開始。廃止に当たっては、職員の処遇、施設の処分方法等について留意する必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連合会の不動産関係部門全体の効率化を図るため、14年度において営繕部を廃止し管財部と統合。引き続き、業務の見直しに併せて対応。</li> <li>・ 第三者評価制度の導入に向け、評価組織の形態等について外部専門機関に調査を委託し、その結果を踏まえて平成17年度までに導入予定。</li> </ul>
<p>&lt; 組織形態について講ずべき措置 &gt;</p> <p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	<p>-</p>

日本たばこ産業共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
< 事業について講ずべき措置 > -	-
< 組織形態について講ずべき措置 > 共済組合類型の法人として整理する。	-

日本鉄道共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
< 事業について講ずべき措置 > -	-
< 組織形態について講ずべき措置 > 共済組合類型の法人として整理する。	-

文部科学省

宇宙開発事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【ロケット開発、人工衛星開発、宇宙環境利用研究開発等】</b>            プロジェクトの着手に当たっては、先端性などの科学技術的な観点、国家戦略上の必要性などの政策的観点、経済波及効果などの経済的観点から、可能な限り費用対効果分析やリスク評価を行うとともに、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。            課題評価や機関評価の中で、技術の成熟度に係る評価を行い、民間への移管又は委託を行うことができる技術のレビューを定期的実施するとともに、民間との役割分担を明確にする。</p> <p>中間評価及び事後評価に当たっては、第三者評価の徹底を図り、進捗状況や波及効果等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により、業務を重点化する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。            これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>効率的・効果的な研究開発の実施の観点から、宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所の業務と統合する。</p> <p><b>【子会社等】</b>            関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り費用対効果分析を実施できるよう、14年度から「経済的評価手法の調査・検討」を行い、公表。</li> <li>・情報提供については、研究課題、プロジェクトの成果や評価結果についてホームページ、NASDAiを通じて公表。</li> <li>・事業団が技術開発し、実用可能な段階まで成熟した技術について、既に民間に技術移転を実施。また、H-Aロケットについても、総合科学技術会議及び宇宙開発委員会の答申に基づき、民間移管することとしている。</li> <li>・機関評価及び研究開発プロジェクトの評価を事前・中間・事後の各段階において実施。また、宇宙開発委員会の下に設置されている計画・評価部会において事業団が行った評価結果等についてその妥当性を審議。</li> <li>・14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。なお、15年度独法化以降は、運営費交付金により、柔軟・弾力的な研究開発の実施を図る予定。</li> <li>・研究成果については、ホームページ、NASDAi、月刊広報誌NASDANEWS等を通じて公表。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。</li> <li>・新法において措置。</li> </ul> <p>・引き続き、競争的な契約の拡大等により、委託費を抑制。            (13年度実施事業 13年度:26億円 14年度:21億円 15年度:19億円)</p>
<p>廃止した上で宇宙科学研究所及び航空宇宙技術研究所と統合し、新たに宇宙航空関係研究開発を実施する独立行政法人を設置する。</p>	<p>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</p>

科学技術振興事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【基礎的研究事業（創造科学技術推進事業等）】</b></p> <p>研究者支援業務・交流業務            効率的な業務実施の観点から、科学技術特別研究員制度等の研究支援業務・交流業務について、日本学術振興会で実施している同種の業務と統合する。</p> <p>基礎的研究・新技術開発業務            競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。</p> <p>競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p> <p>国の目標を明確に設定するとともに、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p><b>【科学技術理解増進業務（日本科学未来館）】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度から国際特定重要研究推進事業、特別重要研究推進事業、フェローシップ事業を廃止。継続分については日本学術振興会に移管。</li> <li>・ 14年度に総合科学技術会議の方針を踏まえ、既存の基礎研究事業を戦略目標の下に再編成し、新たに戦略的創造研究推進事業を発足。15年度において総合科学技術会議の「競争的資金について 中間まとめ（意見）」に沿った運営改善を予定。</li> <li>・ 14年度において研究経験者を高いレベルの責任者（プログラムディレクター）として配置し、体制の強化を実施。15年度から、研究課題の評価や研究領域の研究マネジメントを行う研究総括の研究課題管理者（プログラムオフィサー）の機能を強化するための人員を配置する等により評価体制を充実。</li> <li>・ 14年度に評価結果のホームページなどによる公開情報を充実したほか、15年度から、プログラムオフィサー機能を強化する人員の配置等による評価体制の充実及び日本科学未来館等を活用した研究成果の公表を図る予定。</li> <li>・ 14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。なお、15年度独法化以降は、運営費交付金により、柔軟・弾力的な研究開発の実施を図る予定。</li> <li>・ 研究成果の公表については、新聞発表、研究年報等による広報活動や、ホームページへの掲載、公開シンポジウム等により積極的に推進。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。</li> </ul>

効率的な業務実施の観点から、日本科学未来館の運営について、国立科学博物館が行う業務と緊密な連携を図るとともに、民間委託を拡大するなど業務の効率化を図り、国費投入を縮減する。

【科学技術情報流通業務（科学技術情報のデータベース化、提供）】

データの充実強化を図るべく、国立情報学研究所の情報提供業務との連携を強化し、同種の業務は統合する。

効率的な業務実施の観点から、文献情報提供業務について、全面的な民間委託化を目指して民間委託を大幅に拡大するなど業務の効率化を図るとともに、国庫補助を縮減する。

独立行政法人とする。

・効率的な業務実施の観点から、国立科学博物館との緊密な連携について検討を行うための連絡会を設置するとともに、特別展等について国立科学博物館と連携して開催したほか、日常的管理運営業務を全面的に民間委託化した。（14年度：2億円を縮減）

- ・14年度に国立情報学研究所の研究活動資源ディレクトリ等を事業団へ移管。
- ・15年度中に国立情報学研究所の SINET への統合を完了し、省際ネットワークを廃止。
- ・業務の民間委託化等による事業の一層の合理化・効率化を図るとともに、国庫補助を縮減する。（13年度：21億円 14年度：18億円 15年度：0）

・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【私立大学等経常費補助等業務】</b>                      私立大学等経常費補助等業務については、「経済財政諮問会議の基本方針」において機関補助に競争の観点を反映させることとされていること等にかんがみ、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。                      また、助成内容については、競争促進を図ることとし、特別補助に一層重点を移すとともに、具体的な政策目標の設定を行う。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成のあり方を適宜見直す。個人支援を重視する方向で公的支援全体を見直す中で、機関補助である私学助成のあり方を見直す。</p> <p><b>【私立学校施設・設備等融資業務】</b>                      「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p> <p>今後、原則として出資金の追加を停止する。</p> <p><b>【私学教職員の医療・年金給付事業】</b>                      明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p><b>【医療施設、宿泊施設事業】</b>                      組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度から私立大学教育研究高度化推進特別補助を国からの直接補助にした。</li> <li>・ 総額に占める特別補助等の割合の増加。                          13年度：28.2% 14年度：30.4% 15年度：31.5%</li> <li>・ 14年度から私立大学における学費減免事業等の拡大を図る観点から、実施校に対する補助金の増額措置を実施。</li> <li>・ 14年度には貸付事業計画額の縮減を実施。</li> <li>・ 15年度には貸付事業計画額の縮減、一般施設費のうち移転費の廃止、教育環境整備費のうち教教具購入資金の融資対象学校の縮減、特別施設費の融資率の引下げ等を実施する予定。</li> <li>・ 14年度から出資金の追加を停止。</li> <li>・ 14年度から事業団が定める「長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針」に基づいた運用を開始。今後、理事長の諮問機関において毎年、運用結果の評価及び基本方針の見直しの検討を実施。</li> <li>・ 13年に理事長の諮問機関として「宿泊施設経営改善委員会」を設置し、14年に「宿泊施設の経営改善及び統廃合に係る検討基準」を取</li> </ul>

<p>意義の再検討を行う。</p> <p>事業の用に供する見通しのない土地については、早期に処分する。</p>	<p>りまとめ、理事長に報告。同委員会では、検討基準に基づき、施設ごとに具体的な経営改善策を検討し、事業団ではこれに基づく経営改善策を実施。経営改善策を実施してもなお経営状況が改善されない見込みの施設は、廃止も含めて検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度に総合運動場建設用地の未利用地部分及び下谷病院移転跡地を売却。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する（助成業務には独立行政法人に準じた管理手法を導入する）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月から助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入。</li> </ul>

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【奨学金貸与業務】</b> より効率的・合理的なスキームへの見直しを行う。</p> <p>若手研究者の確保等という政策目標の効果的達成の手法として、無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止し、若手研究者を対象とした競争的資金の拡充等別途の政策的手段により対応する。</p> <p>高校生を対象とした資金は、平成7年2月24日の閣議決定の趣旨に即し、関係省庁との連携の下に早急に条件を整備して都道府県に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返還率向上のため、電話催促等返還請求業務の一部外部委託等を実施。新独立行政法人では、これらの取組を更に徹底させる予定。</li> <li>・新独立行政法人において、無利子の大学院生返還免除職制度を廃止するとともに、特に優れた業績を挙げた大学院生を対象とした卒業時の返還免除制度を創設する予定。</li> <li>・17年度入学者から都道府県において実施する予定。</li> </ul>
<p>廃止した上で国の学生支援業務と統合し、新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第156回国会に法案提出中。</li> </ul>

日本原子力研究所

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【原子力研究開発（原子力エネルギー研究、放射線利用研究等）業務】</b>            エネルギー研究全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にする。国が各事業について具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、安易な新規プロジェクト着手は行わない。また、中間評価及び事後評価に当たっては、第三者評価の徹底を図り、進捗状況等を勘案し、評価結果を反映した資源配分の実施により業務を重点化する。            核融合研究については核融合科学研究所と、加速器利用研究については高エネルギー加速器研究機構、理化学研究所等と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。            これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p><b>【子会社等】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度及び15年度に着手した新規プロジェクトはない。</li> <li>・ 国の定める目標としては、日本原子力研究所法第24条に基づき文部科学大臣の定める基本計画等があるが、更なる目標設定の明確化、第三者評価の徹底等については、「原子力二法人統合準備会議」等における検討の結果を踏まえ、新たに設置する独立行政法人に反映すべく必要な措置を講ずる予定。</li> <li>・ 核融合分野においては、原子力委員会の基本計画及び科学技術・学術審議会学術分科会核融合研究WG報告「今後の我が国の核融合研究の在り方について」(15年1月)に基づき、原研と大学等が役割を分担して連携・協力し評価を行いつつ、効率的・効果的に研究開発を実施。また、原研、高エネ機構及び理研は、研究装置として加速器を用いる共通点はあるが、各機関は研究領域と目的、加速器のスペックも異なっている。なお、他の機関等との連携・協力については、「原子力二法人統合準備会議」における検討の結果等を踏まえつつ、必要な措置を講ずる予定。</li> <li>・ 14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。</li> <li>・ 研究開発成果の費用対効果分析を実施中。</li> <li>・ 研究成果については、ホームページ、報道発表、成果報告会等を活用し、積極的に公表。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。</li> </ul>

<p>関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、競争的な契約の一層の拡大や単価の見直し等に取り組み、委託契約の更なる効率化を推進。なお、随意契約によらざるを得ない場合でも当該法人の経営状況を把握し、過大な利益が生じないよう適切な内容で契約を実施。</li> </ul> <p>(参考) 外部委託費総額  13年度: 92億円    14年度: 83億円    15年度: 81億円</p>
<p>廃止した上で核燃料サイクル開発機構と統合し、新たに原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人を設置する方向で、平成16年度までに法案を提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力二法人統合準備会議」において検討中。</li> </ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【総合的な科学技術試験研究業務】</b>            今後新たなセンター組織を設置する場合には、原則として新たな施設を作らず、既存の施設において研究を実施する。            加速器利用研究については、大規模な研究施設の設置管理に関し、高エネルギー加速器研究機構、日本原子力研究所等と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。            これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>国の目標を明確に設定するとともに、機関評価や、特にセンターにおける研究評価は、学術的な側面のみならず、国の目標の達成状況も重視したものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなセンター組織及びそのための施設は設置していない。</li> <li>・理研の加速器は、その先端的研究開発を行う上で他機関のものとは研究領域、目的、スペック等が異なっており、また、予算要求の段階で研究計画の見直し等を適切に行い、他機関との重複を排除。さらに、必要に応じ、共同研究等を通じて連携・協力を図ることとしている。</li> <li>・14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。なお、15年度独法化以降は、運営費交付金により、柔軟・弾力的な研究開発の実施を図る予定。</li> <li>・研究成果については、ホームページ、広報、理研シンポジウム等を通じて公表。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。</li> <li>・理研においては、課題ごとに研究開発目標を設定し、外部の専門家による厳正な評価を実施。特にセンターにおける研究開発については、ミリアンプロジェクト等、国が目標を定め、学術的評価のみならず国家的社会的側面からも評価を行い、理研及び国において毎年度の進捗状況のレビューを実施。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

日本芸術文化振興会

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【伝統芸能伝承者養成（国立劇場） 現代舞台芸術研修事業（新国立劇場）】</b>                      果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、メニューや研修実施方法を適宜見直す。</p> <p><b>【国立劇場、新国立劇場運営業務】</b>                      国立劇場運営業務                      可能なものについては全面的な民間委託化を図るなど劇場の管理運営について競争条件を導入した民間委託化を推進し、国費投入の抑制を図る。                      新国立劇場運営業務                      新国立劇場の劇場管理も含めた管理運営は全面的な民間委託によるものとし、国費投入の抑制を図る。あわせて、果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、厳格な外部評価を実施し、その評価結果に基づいて、運営方法の改善、国費助成のあり方の見直しを行う。</p> <p><b>【芸術文化活動に対する助成事業】</b>                      国が明確な政策目標を定めるとともに、助成実施後の外部評価を行い、その結果を事業に反映する。なお、国からの補助金を受けて実施する助成については、当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記するほか、基金による助成については、原則として追加的な国費投入を行わず、基金運用収入、民間寄付等で賄えるよう業務の重点化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査養成事業の伝統芸能伝承者養成等について、メニューの見直し、研修実施方法の見直し等を実施。</li> <li>・養成募集数、研修実施方法等を検討するため、外部委員を交えた委員会において検討中。</li> <li>・15年度に外部評価委員会を設置予定。</li> <li>・劇場の管理運営について、委託内容及び契約方法の見直しを行うなど、競争原理を導入した民間委託化を拡充し、国費投入を抑制。                          13年度：15億円 14年度：15億円 15年度：14億円</li> <li>・管理運営については全面的な民間委託を実施。</li> <li>・施設維持管理費及び公演経費の見直しを行うなど、運営方法を改善し、国費投入を抑制。                          13年度：51億円 14年度：50億円 15年度：37億円</li> <li>・15年度に外部評価委員会を設置予定。</li> <li>・国から補助金を受けて実施する助成については、助成活動の選定に当たり、より厳格な審査を行うことなどにより事業の重点化を図るとともに、追加的な国費投入を抑制。                          13年度：73億円 14年度：9億円 15年度：6億円</li> <li>・15年度に外部評価委員会を設置予定。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【研究者養成業務・交流業務】</b>                      効率的な業務実施の観点から、特別研究員制度等の研究者養成業務・交流業務については、科学技術振興事業団で実施している同種の業務と統合する。</p> <p><b>【科学研究費補助金業務】</b>                      競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。                      競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p> <p>国として事業の目標を明確にした上で、研究成果を厳格に評価し、成果や評価を国民にわかりやすい形で公表するとともに、不採択となった者に可能な限りその理由の開示を行うことを検討する。</p> <p>科学研究費補助金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度に科学技術振興事業団の業務を日本学術振興会に移管・統合。</li> <li>・ 科学研究費補助金業務については、イフォートの試験的導入や他の資金の取得状況の把握、政府研究開発データベース作成に協力する等により不必要な重複等がなくなるよう運用。今後も総合科学技術会議における検討状況を踏まえて対応。</li> <li>・ 科学研究費補助金の審査及び評価については、第一線の研究者によるピアレビューの体制を確立しているが、15年度から、研究経験を有する者を採用し、日本学術振興会が行う科学研究費補助金業務等について、審査から評価まで幅広く参画する体制を整備。</li> <li>・ 科学研究費補助金においては、研究規模の大きな研究種目について、中間・事後評価を行い、その結果はホームページ等を通じて公開。事前審査結果の開示については、不採択者に対し、よりきめ細やかな開示を実施。また、研究成果報告については、国立国会図書館への納本や国立情報学研究所でのデータベース化を通じて公表。</li> <li>・ 科学研究費補助金の配分に関する国と日本学術振興会の役割分担については、責任の明確化及び合理的・効率的な事業実施の観点に立ち、制度として定着している研究種目については日本学術振興会から、新たに設けたものなど定着していない研究種目については、最終交付先へ国から直接交付。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

核燃料サイクル開発機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【高速増殖炉開発、核燃料物質再処理技術開発、放射性廃棄物処理・処分技術開発等】</p> <p>エネルギー研究全体の中で、核燃料サイクル開発機構の研究開発、日本原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にする。</p> <p>高速増殖炉開発までに要するコスト、期待される成果、開発までの道筋、新エネルギー開発、核融合開発との優先順位、想定されるリスク等を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により事業のあり方の検討も含め進行管理を徹底する。</p> <p>もんじゅが運転を中止してから現在に至るまでの研究開発の成果及びそれに要した費用を国民にわかりやすく提示するとともに、再開までは予算・要員を縮減する。</p> <p>核燃料物質再処理技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により進行管理を徹底する。</p> <p>軽水炉使用済ウラン燃料の再処理は、新規契約を行わないこととする。</p> <p>高レベル放射性廃棄物処理・処分技術開発については、技術的課題を明確にした上で、課題解決に向けたコストと道筋を国民にわかりやすく示すとともに、毎年度、厳格な第三者評価により進行管理を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー・産業技術総合開発機構は原子力以外の石油代替エネルギー技術開発を実施。エネルギー研究開発の位置付けの明確化については、「原子力二法人統合準備会議」等において検討中。</li> <li>・運営審議会の開催、研究開発評価（外部評価）を実施し、評価結果を公表。</li> <li>・開発までの道筋、第三者評価による進行管理の徹底等については、「原子力二法人統合準備会議」等における検討の結果を踏まえ、新たに設置する独立行政法人に反映すべく必要な措置を講ずる予定。</li> <li>・もんじゅの維持管理経費の削減。 13年度政府支出：86億円 14年度：83億円 15年度：77億円</li> <li>・もんじゅに係る要因の削減。 13年度未定員：180人 14年度：173人 15年度：173人）</li> <li>・運営審議会の開催、研究開発評価（外部評価）を実施し、評価結果を公表。</li> <li>・開発までの道筋、第三者評価による進行管理の徹底等については、「原子力二法人統合準備会議」等における検討の結果を踏まえ、新たに設置する独立行政法人に反映すべく必要な措置を講ずる予定。</li> <li>・電気事業者との既契約分の軽水炉使用済ウラン燃料再処理については、2005年頃を目処に終了し、新規契約は行わない。</li> <li>・運営審議会の開催、研究開発評価（外部評価）を実施し、評価結果を公表。</li> <li>・開発までの道筋、第三者評価による進行管理の徹底等については、「原子力二法人統合準備会議」等における検討の結果を踏まえ、新たに設置する独立行政法人に反映すべく必要な措置を講ずる予定。</li> </ul>

既に整理することが決められている事業については、予定のスケジュールに沿って業務を廃止し、それに合わせて要員、予算も縮減する。

国民への理解増進のための取組みを効率的かつ効果的に実施すべく、近隣に複数設置されている展示館は整理を行い、別途の効果的手法を検討する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計及び電源開発促進対策特別会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

事業の実施状況、予算の執行状況等を国民にわかりやすく情報提供する。

#### 【量子工学試験施設（大洗工学センター）】

量子工学試験施設における研究は基礎研究を行う組織において実施する。

- ・ウラン濃縮に係る予算の縮減（13年度政府支出：24億円 14年度：24億円 15年度：23億円）
- ・海外ウラン探鉱に係る予算の縮減（13年度政府支出：0.3億円 14年度：0.05億円 15年度：0.02億円）
- ・海外ウラン探鉱に係る要員は14年度からなし。
- ・新型転換炉開発に係る予算の縮減（13年度政府支出：65億円 14年度：30億円 15年度：55億円）

\* 新型転換炉開発に係る15年度の予算増（政府支出）は、売電収入の減によるもの

（参考）新型転換炉開発（13年度総事業費：150億円 14年度：117億円 15年度：55億円）

- ・新型転換炉開発に係る要員の縮減（13年度未定員：159人 14年度：132人 15年度：98人）
- ・テクノ大洗及びアトムプラザの展示館機能を停止し、展示館に係る費用を削減（13年度：8億円 14年度：7億円 15年度：6億円）
- ・14年度からリコミュニケーション活動を実施。
- ・14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。
- ・FBR 投資対効果評価システムを開発し、評価精度向上に向けシステム整備中。
- ・研究成果の公表については、これまでどおりインターネット等のマルチメディアによる情報伝達やインフォर्मーションムを活用した情報提供を積極的に推進。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。
- ・インターネット等のマルチメディアによる情報伝達の実施、インフォर्मーションムからの情報発信機能の拡充、資料の公開請求に迅速に対応。
- ・四半期毎に事業の実施状況、予算の執行状況等についてインターネットでの情報提供を開始するとともに、継続的に施設の運転状況が分かる日報、財務諸表、研究成果報告書等について、インターネット等のマルチメディアによる情報伝達やインフォर्मーションムを活用した情報提供を実施。
- ・量子工学試験施設については、他機関への移管が困難な状況にあり、廃止する方向で検討。

【子会社等】

関連法人に過大な利益が生じていると考えられることから、競争的な契約を拡大し、委託費を抑制する。

・関連会社等への委託費削減のために原子力施設の維持管理経費の削減。

13年度：517億円 14年度：435億円 15年度：394億円

廃止した上で日本原子力研究所と統合し、新たに原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人を設置する方向で、平成16年度までに法案を提出する。

・「原子力二法人統合準備会議」等において検討中。

放送大学学園

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【放送大学事業】</b> 自己収入の確保を図るなど効率的な運営体制を確立し、経費の一層の縮減を図った上で、放送により社会人等に対し広く大学教育を提供するという役割を踏まえ、所要の法的措置等を講じつつ、民間事業化する。</p> <p><b>【子会社等】</b> 外部発注には、原則として競争条件を導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己収入の増（学部授業料の改定；14年1学期から） 1単位当たり4,500円 5,000円</li> <li>・コストの縮減等 学部開設科目数の減（13年度：320 15年度：288）</li> <li>・競争入札を一部導入。</li> </ul>
<p>放送により社会人等に対し広く大学教育を提供するという役割を踏まえ、所要の法的措置等を講じつつ、特別な学校法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月から移行予定。</li> </ul>

日本体育・学校健康センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【国立競技場】</b>  <b>【国立スポーツ科学センター事業】</b>            民間委託を拡大するなど、効率化に向けた運営改善を図る。国立競技場（霞ヶ丘競技場及び代々木体育館）の管理運営については、全面的な民間委託の導入を推進するなどにより国費投入の縮減を図る。            国が国立競技場・国立スポーツ科学センターの運営に関して明確な目標を設定し、目標達成のための道筋を明らかにするとともに、厳格な外部評価を実施し、事業の重点化を図る。</p> <p><b>【学校給食普及充実事業（学校給食に関する物資の供給等）】</b>            学校給食関係業務については、社会経済情勢の変化等により国が給食物資に関与すべき時代ではなくなっており、諸条件を整えて、センターの業務としては廃止する。</p> <p><b>【スポーツ振興のための助成（選手強化等）】</b>  <b>【スポーツ振興投票事業】</b>            補助事業について、国が明確な政策目標を定める。また、厳格な外部評価を実施するとともに、助成内容・交付先等について公表する。</p> <p>国、スポーツ振興基金、スポーツ振興投票事業による助成に重複が生じないよう、それぞれの助成に係る基準を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立競技場定員の削減。                14年度：6人削減 15年度：14人削減                （15年度：1.2億円を削減）</li> <li>・12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定。</li> <li>・従前から運営審議会を設置、さらに13年度から国立スポーツ科学センター運営委員会を設置（下部組織として、評価部会を設置し（14年6月）、15年3月に事後評価を実施予定。）</li> <li>・13年度末で小麦粉及び米加工品の取扱いを廃止。</li> <li>・15年10月までに輸入牛肉の取扱いを廃止予定。</li> <li>・すべての学校給食用物資の取扱いを17年度末までに廃止予定。</li> <li>・12年9月に「スポーツ振興基本計画」を策定。</li> <li>・13年11月にくじの収益による助成に係る基本方針を策定。</li> <li>・外部有識者による審査及び助成内容を公表。</li> <li>・スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成についてそれぞれ法律により明確に規定。14年にそれぞれの交付要綱を策定・改正。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

海洋科学技術センター

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【海洋・気候変動観測、海洋生態系探査、海底地殻変動研究等】</b>                      海洋科学・地球科学技術政策全体の中で、本法人及び独立行政法人、国の研究機関等の位置付け、役割を明確にした上で、国が本法人に対して具体的な目標を設定する。                      東京大学海洋研究所及び国立極地研究所において実施している研究・観測調査と密接に連携・協力して行い、業務の重複を排除する。</p> <p>機関評価、研究課題評価に加えて、施設設備を設置する際には施設設備の評価が必要であることから、特に巨額の国費を投入して整備される施設設備については、導入時の費用対効果分析に係る情報の公開を行う。</p> <p>研究施設の利用から生じる収益の還元の現状を公表する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。                      これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年8月にまとめられた科学技術・学術審議会海洋開発分科会答申等を踏まえた上で、新独立行政法人の設立に向けて、中期目標において、国が新法人の役割、具体的目標等を設定することについて検討。</li> <li>・ 機関評価委員会等における研究者間の情報交換や、観測データの相互利用を図るなどの連携・協力を行うことにより、観測調査地域の重複を排除しつつ、全地球規模での観測研究等の業務を実施。</li> <li>・ 14年度における外部有識者による委員会の調査結果に基づき、具体的な費用対効果分析を検討中。</li> <li>・ 財務諸表のホームページへの掲載等により収益の現状及びその使途の公表等を実施。</li> <li>・ 14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。なお、15年度独法化以降は、運営費交付金により、柔軟・弾力的な研究開発の実施を図る予定。</li> <li>・ ホームページや年報の発行、研究報告会の実施等を通じて研究成果を随時公表。計量的手法を含め国民にわかりやすく伝えるための手法については検討中。</li> </ul>
<p>国立大学の改革の動向を踏まえて、関連する大学共同利用機関等との統合の方向で見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止した上で、東京大学海洋研究所の一部組織と統合した独立行政法人を16年4月に設立予定。</li> <li>・ 第156回国会に法案提出中。</li> </ul>

公立学校共済組合

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p>【地方公務員の医療・年金給付】 積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。</p> <p>【医療施設、宿泊施設、保健施設】 組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は、整理する。医療施設については、共済事業としての意義の再検討を行い、それに併せて他財源からの繰入れ等その財源についても見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用体制については、13年度に「長期経理資産に係る運用基本方針」を策定。さらに、14年度に金融機関から財政運用に関する専門家の派遣を3名から4名に増員。</li> <li>・施設の運営については、宮崎宿泊所を13年度末に、徳島宿泊所及び高松宿泊所を14年度末にそれぞれ廃止。経営が困難な施設については、存廃も含め抜本的な経営改善策を検討するよう指導。</li> </ul>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	

厚生労働省

労働福祉事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【労災病院業務】</b>            労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化を図る。この再編の対象外となる労災病院については廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管する。</p> <p><b>【看護婦養成等業務（看護専門学校等）】</b>            労災病院の再編に合わせて、業務を縮小する。</p> <p><b>【休養施設、労災保険会館業務】</b>            全面的に廃止するとともに、最終処理の終期を明示して迅速に処理する。</p> <p><b>【年金担保資金貸付、労働安全衛生融資業務】</b>            金融関係業務は廃止する。</p> <p><b>【小規模事業場産業保健活動支援促進助成金等】</b>            適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。</p> <p><b>【産業保健推進センターにおける研修・助成業務】</b>            目標の設定、事業評価の実施を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年度中に労災病院再編計画を策定。              13年度：242億円 14年度：194億円 15年度：174億円</li> <li>・ 労災看護専門学校2施設及びリハビリテーション学院を15年度末に廃止。              13年度：5.3億円 14年度：4.5億円 15年度：3.7億円</li> <li>・ 休養施設については、15年度末までに3施設を廃止。残り4施設についても、17年度末までに廃止。</li> <li>・ 労災保険会館については平成17年度末を目途に廃止予定。              13年度：0.3億円 14年度：0億円 15年度：0億円</li> <li>・ 労働安全衛生融資業務の新規貸付の停止。</li> <li>・ 有識者等による検討会を設置したところであり、15年度末までに検討会における検討の結論を得る予定。</li> <li>・ 15年度末までに検討会等における検討の結論を得る予定。</li> <li>・ 15年度末までに検討会における検討の結論を得る予定。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。年金担保資金貸付については、社会福祉・医療事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。16年4月に設立予定。</li> <li>・ 年金担保資金貸付業務については、16年4月から（独）福祉医療機構へ移管予定。</li> </ul>

社会福祉・医療事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【社会福祉事業施設・病院等融資業務】</b>            社会福祉事業施設融資            貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成14年度から、適切に実施する。            病院等融資            「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。</p> <p><b>【高齢者・障害者の在宅福祉事業の助成等】</b>            基金による助成業務について、平成14年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。</p> <p><b>【社会福祉施設退職手当共済】</b>            平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフティングの観点から、助成の在り方を見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度に引当金の開示を実施。</li> <li>・14年度にリスク管理システムを導入。</li>   <li>・14年度に貸付準則を改正。</li> <li>・短期資金について、既存施設に係る機械購入資金及び長期運転資金を廃止。</li> <li>・長期資金について、病床過剰地域における病床の減少を伴わない整備に係る優遇金利の廃止。</li> <li>・15年度に貸付準則を改正予定。</li> <li>・融資条件のうち、一部の融資対象施設について、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資率の引下げ（助産所及び施術所 80% 70%）</li> <li>・融資限度の加算額の引下げ（介護老人保健施設に係る痴呆専門棟 加算1億円 0.8億円）</li> </ul> </li>   <li>・14年度に国の政策目標を設定（通達を発出）。</li> <li>・事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分を15年度から本格的に実施。</li>   <li>・17年目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ措置予定。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

社会保険診療報酬支払基金

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【診療報酬の審査・支払い等】</b>                      社会保険診療報酬支払基金がレセプト審査・支払いを独占している現行制度を改め、競争原理を活用すべく、保険者自らによる審査・支払い、その場合における保険者による民間事業者への委託を認める制度に変更する。                      レセプト審査において、査定理由等審査に関する情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図る。</p> <p>レセプト電算処理については、傷病名マスター（コード）の見直しやペーパーレス化の検討等の条件整備を行うとともに具体的な普及・推進目標を策定する等により、早急な普及を図る。こうした業務の効率化等を通じて、保険者から徴収する審査支払手数料の低減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者自らが審査・支払いに関する事務を行うこと及び当該事務を民間事業者へ委託して行うことも可能である旨の関係通知を发出（14年12月25日付け）。</li> <li>・再審査請求を容認した具体的事例を保険者に提供（15年1月）。</li> <li>・審査の充実に関する取組（再審査容認件数半減計画）の実績を公表（15年1月）。</li> <li>・14年度及び15年度に審査支払手数料を2円ずつ引下げ                          13年度：118円20銭 14年度：116円20銭 15年度：114円20銭</li> <li>・レセプト電算処理システムの普及目標（16年度までに病院レセプトの5割以上、18年度までに7割以上）達成に向けた参加促進を実施。</li> <li>・傷病名マスター（コード）の標準化（14年6月）。</li> <li>・オンライン請求の試験事業の実施（14年度）及びその実用化に向けた基盤整備（認証システム等）を実施予定。</li> </ul>
<p>レセプト審査・支払いを主たる業務としつつ、老人保健関係業務等を併せ実施する組織として民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月から民間法人化予定。</li> </ul>

日本労働研究機構

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【労働問題に係る政策研究】</b>  <b>【情報収集・提供事業（労働に関する情報・資料の整理、提供）】</b>            民間でも可能な単純データ処理等の業務や、政策の立案に直接的に資することのない純粋学術的な研究は廃止するなど、政策研究機能に純化する。            他の政策研究機関等が行っている政策研究との連携、調整を行う。</p> <p>厳格な外部評価の実施、研究成果や評価の公表を実施する等研究評価体制を整備する。</p> <p><b>【国際交流事業】</b>            開発途上国を対象とする実務者レベルの招聘事業及び先進国を対象とする事業は、必要性を徹底して精査し、縮減する。財団法人に委託して実施している事業は、機構の業務としては廃止し、必要性を徹底して精査した上で、なお必要であるものについては、国から直接に財団に委託する方式とする。            国の政策目標を明確にするとともに、政策評価を実施、公表し、事業の必要性を適宜見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度限りで純粋学術的な研究を実施していた常設研究会を廃止。（14年度：0.2億円 15年度：0）</li> <li>・ 独立行政法人の発足に伴って単純なデータ処理業務を廃止。</li> <li>・ 14年度の研究から先行的に他の政策研究機関の研究員の参加を得るなど他の政策研究機関が行っている政策研究との連携、調整に向けた取組を開始。</li> <li>・ 14年度から、現行の研究評価制度を一層活用するとともに、評価結果の公表についてホームページを活用。</li> <li>・ 独立行政法人の発足に伴い、研究評価体制を充実。</li> <li>・ 13年度限りで労組指導者招聘事業、東欧諸国労働交流事業を廃止。（13年度：0.5億円 14年度：0）</li> <li>・ 財団法人に委託して実施していた事業については、13年度限りで機構の業務としては廃止。（13年度：6.5億円 14年度：0）</li> <li>・ 独立行政法人化後、厚生労働省において中期目標を定めるとともに、厚生労働省に設置した独立行政法人評価委員会において適切に評価。</li> </ul>
<p>廃止した上で、労働研修所と統合し、新たに労働に関する政策研究及び研修を実施する独立行政法人を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

心身障害者福祉協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【国立コロニーのぞみの園】</b>  <b>【心身障害者の保護・指導に関する調査研究】</b>                      地方公共団体が設置・運営する同種の施設との関係で重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図るとともに、国の政策目標の明確な設定、事後評価、成果・評価の公表を強化する。                      任期付き、外部委託の拡大などにより職員の流動化や合理化を推進するとともに、単純業務は競争入札を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度に今後モデルとなるべき重度知的障害者のユニットケアを小規模の形で試行的に実施。</li> <li>・ 15年度に法人内に有識者、保護者、地域代表等からなる評価機関を設け、利用者の支援状況等について定期的に評価を行う予定。</li> <li>・ 外部委託可能なものについては実施。15年度に研究機関、同種施設等との職員の人事交流を実施予定。</li> <li>・ 競争入札については、14年度に車両運転業務等新たに3業務実施。                          13年度：31億円 14年度：30億円 15年度：28億円</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

勤労者退職金共済機構

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【中小企業退職金共済事業及び特定業種退職金共済事業に係る資金の運用】</b>                      退職金共済業務全般                      特殊法人に係る情報公開の対象法人と同様の情報公開を行う。</p> <p>明確な運用目標の設定、適切な事後評価、運用管理・チェック体制の充実強化を実施する。また、運用内容や結果について、適切に情報を公開する。</p> <p>中小共済                      経済・金利情勢に的確に対応した制度設計が可能となるよう、予定運用利回りを弾力的に設定できるような仕組みに改め（法律事項を政令事項に変更）、積立不足を解消する。</p> <p><b>【従業員のための福祉施設融資業務】</b>                      廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年10月に制度加入者が否かにかかわらず、情報公開請求を認め、特殊法人に係る情報公開の対象法人と同様の情報公開を実施。</li> <li>・ 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第39号。以下「14年改正法」という。）において、機構において余裕金の運用に係る基本方針を作成することとし、14年11月に基本方針を作成し、運用目標を設定するとともに、事後評価、運用管理、チェック体制を整備。また、14年3月から、機構のホームページに余裕金の運用状況を記載。</li> <li>・ 14年改正法において、予定運用利回りに基づく退職金額を政令で定めることとした（14年11月1日施行）</li> <li>・ 14年改正法により、14年10月末で廃止。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> </ul>

雇用・能力開発機構

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【職業能力開発（ポリテクカレッジ、ポリテクセンター等）】</b></p> <p><b>在職者訓練</b>                      地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止する。</p> <p>時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。</p> <p><b>職業能力開発大学校</b>                      時代の変化に対応した効率的・効果的な訓練の実施を図るため、自己負担の増額等費用負担の在り方の見直し、民間外部講師の一層積極的な活用、民間委託の拡大を図る。</p> <p><b>離職者訓練</b>                      民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施し、民間委託の拡大を図り、機構の行う訓練についても、民間外部講師の一層積極的な活用を図る。</p> <p><b>【勤労者福祉施設（サンプラザ、スパウザ等） 移転就職者用宿舎業務】</b>                      勤労者福祉施設は、廃止期限を明確にし（遅くとも改革期間内）、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新法に反映。</li> <li>・真に高度な訓練についての基準を策定し、それに基づく訓練コースの精査に伴い、15年度計画で訓練定員を前年度比2割削減（14年度：31万人 15年度：25万人）。</li> <li>・16年度までに自己負担割合を2分の1に段階的に引上げ。</li> <li>・先端的分野等について民間外部講師化を図ることにより、訓練全体に占める民間外部講師を活用した訓練の割合を増加。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度から、受講料を国公短大の授業料と同等の水準に引上げ（14年度：年額約30万円 15年度：年額約38万円）。</li> <li>・一般教育科目について民間外部講師化を図ることにより、訓練全体に占める民間外部講師を活用した訓練の割合を増加。</li> <li>・15年度から実習科目の一部について民間委託を実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練コースを精査し、その地域において民間では実施できないもののみ限定するとともに、離職者訓練数の約9割を民間において実施することとしている。委託先についても、専修学校のほか、大学、大学院、NPO、事業主等に拡大するなど民間委託を積極的に推進。</li> <li>・訓練全体に占める民間外部講師を活用した訓練の割合を増加。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新法に反映。</li> <li>・勤労者福祉施設については、地方公共団体等への譲渡を実施中（15</li> </ul>

に廃止する。移転就職者用宿舎は、現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する。

**【雇用促進融資業務】**

実績が少なく、政策的必要性が低下してきていることから、廃止する。

**【雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務】**

国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。

雇用開発及び職業能力開発に係る各種助成金業務については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。

**【海外職業訓練】**

機構の業務としては廃止し、海外職業訓練に係るノウハウを有する民間法人に移管する。

独立行政法人とする。

年2月末現在、2,070施設中1,021施設を譲渡等済み）

・移転就職者用宿舎については、検討会において早期廃止のための方策を検討中。

・13年度末をもって新規融資を廃止。

・厚生労働省による政策評価を実施。15年度に派遣労働者雇用管理研修助成金、能力再開発適応講習受講給付金、地域職業訓練推進事業助成金及び情報関連人材育成事業派遣奨励金を廃止するとともに、中小企業労働力確保法関連助成金について整理・合理化を実施。

・14年度から、若年者安定雇用促進奨励金、労働移動支援助成金、退職前長期休業助成金を国へ移管。

・16年3月から小規模事業被保険者福祉助成金を国へ移管予定。  
(13年度：1517.5億円 14年度：878.5億円 15年度：516.4億円)

・14年度限りで機構の業務としては廃止。15年度予算で民間法人への直接委託に切替え。

・第155回国会で法案成立。16年3月に設立予定。

年金資金運用基金

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【年金資金管理運用業務】</b>                      次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用の在り方について、安全かつ効率的な運用を行うため、リスク運用の位置付けを含め検討し、決定する。その際、明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p> <p><b>【大規模年金保養基地（グリーンピア）】</b>                      平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。</p> <p><b>【年金加入者住宅等融資業務】</b>                      住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する。年金政策上の被保険者還元融資の在り方については、次期財政再計算時（平成16年まで）に検討し、決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金資金運用の在り方については、社会保障審議会年金資金運用分科会において、本年3月に、株式を含む分散投資という考え方は今後とも維持すべきとの意見書が取りまとめられた。今後、意見書の考え方を基本として、年金制度の改革と合わせて、年金資金運用の在り方について検討を進め、次期財政再計算時（16年まで）に決定。</li> <li>・情報公開については、運用機関別の運用資産額、運用実績、運用手数料の詳細な情報や、月次ベースの資金の配分・回収状況など、多岐にわたる情報を開示しており、既に透明性の高い運用を実施。</li> <li>・順次、基地の譲渡または運営停止を行う。                          14年度末までに、13か所中5か所が運営停止。</li> <li>・基地の修繕費（出資金）については、14年度をもって廃止。                          13年度：8億円 14年度：4億円 15年度：0億円</li> <li>・17年度までに廃止予定。16年の財政再計算に向けての検討作業の中で、年金政策上の被保険者還元融資の在り方について検討し、決定。</li> </ul>
<p>次期財政再計算時（平成16年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障審議会年金資金運用分科会において、次期財政再計算時（16年まで）に、年金資金運用の在り方について検討し、決定。それに即して、組織の在り方を検討し、決定。</li> </ul>

日本赤十字社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
(特になし)	

厚生年金基金連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>代行部分に対する補助以外の事務費補助を廃止する。</p> <p>【中途脱退者及び解散基金加入者に係る年金給付事業等に係る資金の運用業務】</p> <p>明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度から廃止。 13年度：6億円 14年度：0 15年度：0</li> <li>・ 運用目標は、期待収益率を中長期的に達成することと設定。</li> <li>・ 事後評価については、理事会及び評議員会に運用実績等の報告を行い、評価を受けており、さらに、外部の学識経験者等で構成される資産運用委員会に運用実績等の報告を行い、意見、助言等を受けている。</li> <li>・ 運用管理については、年金運用部内の3チーム(管理企画、評価、イハス)及び運用執行理事2名体制で管理運用を実施。</li> <li>・ チェック体制としては、監事による四半期ごとの監査、コンプライアンスオフィサーによる毎月の法令遵守の監査などを実施しており、結果を理事長に報告。</li> <li>・ 運用の内容や結果についての適切な情報公開については、14年3月にホームページの情報内容の充実及び開示形式の改善を実施。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年4月から民間法人化。</li> </ul>

日本障害者雇用促進協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【障害者職業訓練（障害者職業能力開発校、障害者職業センター）】</b>            障害者職業能力開発校については、委託の拡大を図る。</p> <p>障害者職業センターにおける職業リハビリについては、目標を設定した上で、厳格な外部評価を実施する。</p> <p><b>【障害者雇用に関する事業主への助成金支給】</b>            国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後は助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直す。</p> <p><b>【国際協力業務（途上国に対する職業リハビリテーション分野技術協力）】</b>            協会の業務としては廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年度から、外部講師の活用等による委託の拡大。              講習委託時間 13年度：1008時間 14年度：1008時間              15年度：3968時間</li> <li>・ 14年度に業績評価システム導入のための体制整備を行い、目標設定、評価の仕組みについて検討。</li> <li>・ 15年度に厚生労働省における政策評価を実施予定。</li> <li>・ 14年度をもって事業を廃止。              13年度：0.5億円 14年度：0.5億円 15年度：0</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。国際協力業務については、業務の効率的実施を図るため、国際協力事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第155回国会で法案成立。15年10月に設立予定。</li> <li>・ 国際協力業務については、15年度から国際協力事業団へ移管。</li> </ul>

石炭鉱業年金基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【年金給付事業に係る資金の運用】</b>            明確な運用目標を設定し、適切に事後評価を行うとともに、運用管理・チェック体制の充実強化を図る。また、運用の内容や結果について、適切に情報を公開し、加入者の理解を得るように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な運用目標の設定については、14年12月に運用目標等を定めた「年金資金運用の基本方針」を作成。</li> <li>・適切な事後評価、運用管理・チェック体制の充実強化については、年2回、石炭鉱業年金基金総会及び総代会に運用実績等を報告し、評価を受けている。</li> <li>・運用の内容や結果についての適切な情報公開については、財務諸表等を官報公告するとともに、各事務所に備え付け、加入員等の閲覧に供している。また、14年12月に新たに開設したホームページにおいて、資産運用に係る各種事項の情報提供を開始。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年12月から民間法人化。</li> </ul>

全国社会保険労務士会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>業務、財務等に関する一層の情報公開を推進する。</p> <p>公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則記載事項から削除するとともに、独占禁止法上問題となるおそれのある広告規制は行わないことを明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度に全国社会保険労務士会連合会ホームページ上での公開内容を充実。</li> <li>・ 14年度に連合会会則から報酬の基準に関する規定を削除。</li> <li>・ 14年度に都道府県社会保険労務士会会則から報酬規定を削除。</li> <li>・ 14年度に連合会から、都道府県社会保険労務士会に対し倫理規程における広告に係る規定を、虚偽・誇大広告等必要最低限の規制に転換するよう指導。</li> </ul> <p>都道府県社会保険労務士会倫理規程における広告に係る規定を変更。</p>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15年3月から民間法人化。</li> </ul>

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【保健医療分野基礎的研究開発、研究振興に係る出融資業務】</b></p> <p>競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価・公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運用改善を行う。</p> <p>競争的資金供給業務については、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民に分かりやすい形で情報提供する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民に分かりやすく示す。</p> <p>研究成果等から生じる収益の還元の現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を検討する。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討し、事業からの収益の可能性がある場合等に限り実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合科学技術会議の全体調整に積極的に協力しているほか、個々の研究者の総務省データベースへの登録等を通じて、重複や研究費の集中がなくなるような運用改善を実施。</li> <li>・ 検討中。独立行政法人移行時に実施予定。</li> <li>・ よりよい方法を検討し、独立行政法人移行時に実施予定。</li> <li>・ よりよい方法を検討し、独立行政法人移行時に実施予定。</li> <li>・ 14年度から、資源の重点配分を行った上で一般会計からの出資金による資金供給を廃止し、補助金に置き換え。</li> <li>・ 研究成果については、ホームページ、成果発表会、報告書の配布等にて国民に示しているところ。</li> <li>・ よりよい方法を検討し、独立行政法人移行時に実施予定。</li> <li>・ より収益が期待できるものに集約。</li> <li>・ 独立行政法人移行時から新規出資を廃止。</li> </ul>

【医薬品調査】

IT技術の活用等により、業務の抜本的効率化を図る。

国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等が行う医薬品や医療用具に関する審査関係業務と統合する。

廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等と統合し、新たに医薬品等に係る研究開発業務、医薬品調査等業務及び救済給付業務を行う独立行政法人を設置する。

- ・『e-Japan 計画』に基づき、14年度・15年度で、医薬品等オンライン申請・届出手続システムを整備。
- ・新法に反映。

- ・第155回国会で法案成立。16年4月に設立予定。
- ・なお、参議院厚生労働委員会において、研究開発業務については早急に新法人の業務から分離することとの決議がなされている。

# 農林水産省

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【水源林造成事業】</b> 採算性の確保等の観点から、事業資金について段階的に財投借入金から脱却し、出資金方式から補助金方式に切り替えるとともに、重要流域内の水源林への重点化、針広混交林等の多様な森林の造成の推進、造成コストの縮減を図る。</p> <p><b>【大規模林道事業】</b> 既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを引き続き行うとともに、第三者委員会を設置し、建設予定区間についての補助林道事業との仕分け等今後の整備のあり方を検討する。また、今後の着工区間について、限度工期を設定するとともに、新規事業採択を抑制し、重点的に投資する。</p> <p><b>【特定中山間保全整備事業】</b> 国が関与すべき事業に限定することとし、事業の採択に当たっては、新たに第三者委員会による厳格な外部評価を求め、効率的・効果的な整備手法について精査するとともに、事業効果が早期に発揮されるよう限度工期内の地区に限定して行う。</p> <p><b>【農用地総合整備事業】</b> 2年以内（平成15年度新規着工まで）に、地権者の同意等所定の手続きが進められない事業は中止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度以降の植栽分から事業資金を補助金化し、段階的に財投借入金から脱却。重要流域内の水源林造成を重点的に実施。14年度以降新たに造成する水源林は原則として針広混交林等とするよう転換。植栽本数の見直し等により造成コストを削減。</li>   <li>・既着工区間について事業評価システム等による徹底的な見直しを継続して実施。</li> <li>・平成14年8月に第三者委員会を設置し、建設予定区間について整備のあり方を検討中。</li> <li>・今後の着工区間について、14年度から限度工期（原則10年）を設定するとともに、第三者委員会での結論を得るまでの間、新規着工を凍結。</li> <li>・進捗率の高い（70%以上）区間に事業を重点化し、5年以内の完成を目指す。</li>   <li>・新規着工予定地区より、第三者委員会による外部評価を実施し、結果について公表（平成14年12月より実施）限度工期内（8年以内）の地区に限り採択。</li>   <li>・15年度新規着工予定1地区以外の事業は中止（既実施地区については、独法個別法に経過措置として規定）。</li> </ul>

**【海外農業開発事業】**

既に実施した事業について厳格な外部評価を求め、その評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。  
客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

・第三者委員会による外部評価を実施し、結果について公表（平成14年3月より実施）

**【NTT - A 融資事業】**

廃止する。

・14年度をもって廃止（既貸付案件については独法個別法に経過措置として規定）

独立行政法人とする。

・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。

農畜産業振興事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【畜産物・生糸・砂糖価格安定】</b>            乳製品の委託生産のあっせん            1都道府県内に留まるものは地方公共団体に移管し、複数の都道府県にまたがるものは国直轄化する。</p> <p>加工原料乳生産者補給交付金            効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を補給金の算定に反映させること等により、縮減に努める。</p> <p>肉用子牛生産者補給交付金等            輸入自由化から10年を経過しており、その効果・必要性を検証しつつ、生産性の向上を価格の算定に反映させること等により、縮減に努める。</p> <p>生糸の短期保管            廃止する。</p> <p>国内産糖交付金            甘味資源作物の生産性の向上、国内産糖の製造コストの低下を価格の算定に反映させること等により、縮減に努める。</p> <p>共通事項            費用対効果の分析・公表を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)農畜産業振興機構法により事業の廃止を措置。</li>   <li>・平成14年度の加工原料乳生産者補給金の単価決定に当たり、生産費等変動方式を採用し、生産コストの変化率に応じた単価とし、生産性の向上等が補給金の算定に反映されるよう措置。</li>   <li>・肉用子牛生産者補給交付金の基準となる保証基準価格には算定要素として子牛の生産コストの変化率を含めており、生産費の動向を適正に反映している。</li>   <li>・(独)農畜産業振興機構法により措置。</li>   <li>・国内産糖交付金単価の算定基準となる甘味資源作物の最低生産者価格の算定に当たっては、甘味資源作物の生産費等を参酌することとされており、国内産糖交付金単価の算定に当たっては、これに加えて国内産糖の製造コストも参酌することとされており、甘味資源作物の生産費や国内産糖の製造コストの動向を適正に反映している。</li>   <li>・分析手法を検討し、費用対効果の分析・公表を行う。</li> </ul>

**【畜産振興・蚕糸業振興の助成等】**

以下の項目を、畜産・生糸・砂糖それぞれの事業に適用する。

・助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。

・振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる 仕組みを検討する。

・振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

・国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。

**【需要増進】**

廃止する。

**【乳業者等に係る債務保証】**

廃止する。

**【畜産団体に対する出資】**

廃止する。

独立行政法人とする。

・事業内容の企画・検討の際に各事業毎に終期を設定し、終期を迎えた事業の見直しに当たっては、社会経済情勢に応じた検討を行うよう措置。

・事業の評価に係る検討会を14年度に3回開催し、一部のハード事業については、15年度から事後評価を導入するとともに、ソフト事業については、15年度も引き続き評価手法を検討。

・第三者機関を設置。

・振興助成の対象となる事業の基準を明確化。

・(独)農畜産業振興機構法により措置。

・(独)農畜産業振興機構法により措置。

・(独)農畜産業振興機構法により措置。

・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。

農林漁業金融公庫

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【農林漁業者に対する融資】</b>            平成14年度から、民間金融機関に利子補給する近代化資金の用途を拡大して、公庫の事業規模を削減する。</p> <p>融資条件（金利・融資限度額等）については、農林漁業の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切に見直す。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p><b>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】</b>            「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、農林漁業の振興に資するよう融資を行うための条件の見直しを行い、融資対象事業を縮減する。また、融資条件（金利・期間・融資限度等）については、農林漁業及び食品産業等の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切かつ弾力的に見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度において事業規模を縮減。                融資枠（当初計画：億円） 農業関係資金                （13年度：3,433 14年度：3,128 15年度：3,128）</li> <li>・事業の見直しを行い、平成14年度から一部の資金について政策性を踏まえた金利の引上げ等を実施。</li> <li>・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っているとは仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から開示。</li> <li>・リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。</li> <li>・金利決定責任主体については、法令に基づき、公庫が、主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</li> <li>・公庫融資の効果を評価し、これを業務運営に反映させていく手法については、公庫において13年度の業務について試行的に評価を行い、その結果についてホームページで公表（15年3月）。</li> <li>・繰上償還を含めた政策コストについては、予算編成過程において平成12年度から作成・開示。</li> <li>・旧日本開発銀行から移管された資金（食品安定供給施設整備資金）について、国産農林水産物の取引額が一定額以上の者に限定するなど、農林漁業の振興に資するよう連携要件を付与。</li> <li>・平成14、15年度において融資枠をそれぞれ200億円、100億円削減。（食品製造・加工・流通に対する資金の一部を廃止（平成15年度））                融資枠（当初計画：億円）                （13年度：1,022 14年度：790 15年度：690）</li> </ul>

<p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っているとは仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から開示。</li> <li>・リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。</li> <li>・金利決定責任主体については、法令に基づき、公庫が、主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</li> <li>・公庫融資の効果を評価し、これを業務運営に反映させていく手法については、公庫において13年度の業務について試行的に評価を行い、その結果についてホームページで公表（15年3月）。</li> <li>・繰上償還を含めた政策コストについては、予算編成過程において平成12年度から作成・開示。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。</li> </ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【助成金交付事業】</b>                      助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。</p> <p>国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p>助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p><b>【中央競馬関係事業】</b>                      管理経費・競走事業費の削減など更なる事業の効率化を図る。その一環として、公正確保と両立させつつ、一般競争入札等の範囲を大幅に拡大するとともに、関係会社等に対する委託費等を削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容の企画・検討の際に各事業ごとに終期を設定し、終期を迎えた事業の見直しに当たっては、社会情勢に応じた検討を行うよう措置。</li> <li>・振興助成の対象となる事業の基準を明確化。</li> <li>・平成13年度から、従来の閲覧に加えホームページに事業名、交付先及び交付金を掲載。</li> <li>・事業採択の際の基本方針として助成先を経由する事業数を極力削減することとしており、一部の事業については助成先の経由を取りやめたところである。今後も引き続き、競馬会が、中央競馬の施行を最優先する法人であること等にかんがみ、助成金交付の趣旨・目的等を着実に達成する上で、助成先を経由する方が合理的である場合に限り経由することとしている。</li> <li>・売上げの動向等を踏まえ、管理経費を削減。公正確保に支障のないエリア、契約の内容、方法等を検討の上実施。</li> </ul>
<p>-----</p> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	<p>-----</p> <p>・「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において15年9月を目途に議論のとりまとめ。その議論を踏まえ検討。</p>

農林漁業団体職員共済組合

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【宿泊施設】</b>            既存施設については、組合員の利用割合が必ずしも高くないこと、厚生年金との統合により、厚生年金による同種事業が利用可能になることから、売却環境を踏まえつつ早期に売却する。</p>	<p>・平成14年1月に京都パストラルを売却した。残りの施設についても、売却環境を踏まえつつ早期に売却するよう指導に努める。</p>
<p>共済組合類型の法人として整理する。</p>	<p>・閣議決定（平成13年12月19日）をもって共済組合類型の法人として整理。</p>

地方競馬全国協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【助成金交付事業】</b>            助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。</p> <p>国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的・効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p> <p>助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p> <p><b>【地方競馬関係事業】</b>            管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<p>・平成14年10月18日付けで事業実施要項の改正を行い指摘に対する措置を行った。</p> <p>・平成14年10月18日付けで事業実施要項の改正を行い指摘に対する措置を行った。</p> <p>・従来の閲覧に加え、平成14年度からホームページに事業名、交付先及び交付額を掲載。</p> <p>・売上げの動向等を踏まえ役職員給与、職員定員の削減等を実施。</p>
<p>-----</p> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	<p>-----</p> <p>・「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇談会」において15年9月を目途に議論のとりまとめ。その議論を踏まえ検討。</p>

## 農業者年金基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【農業者の年金給付】</b> 新農業者年金の資金運用体制について所要の整備を行うとともに、旧制度に係る体制の縮減など、業務の実態に応じ徹底した体制の合理化・効率化を図る。</p>	<p>・平成14年1月の新制度への移行に際し、経理部及び業務第二部を廃止した上で資金部を創設し4部体制から3部体制へ移行するとともに、定員の削減、業務費補助金の削減等を実施。</p>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

漁船保険中央会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【漁船保険に係る再保険事業】 経費の節減等効率化を図り、国の負担を縮減する。</p>	<p>・ 保険収支の実態を踏まえ、保険料率の改正を実施（平成14年4月1日施行）。平成14年度予算において、漁船保険振興事業費補助金の一部を縮減。</p>
<p>----- 平成14年度から民間法人化する。</p>	<p>・ 平成14年4月に民間法人化。</p>

全国農業会議所

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>農地面積の小さい地域での農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進等、組織の効率化を推進する。</p> <p>施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>経常的経費に係る国庫補助を廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度から、農業委員会活動強化対策事業を拡充して、農業委員会組織効率化検討会で組織の効率化のための方策を策定し、各農業委員会で設置等の見直しの取組みを推進。</li> <li>・農業委員会に関する懇談会を設置し、平成14年度末を目途に農業委員会の活動・組織のあり方を幅広く検討。</li> <li>・平成15年度予算において、国等の施策に係る全国農業会議所の役割を一層明確化した。</li> <li>・経常的経費として考えられる運営事務費等を平成13年度をもって廃止。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年4月に民間法人化。</li> </ul>

全国農業協同組合中央会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
系統組織の合併の推進等、組織の効率化を推進する。  施策について、国、他の法人、地方公共団体の施策との整理を明確化する。	・系統組織の効率化を推進した。  ・国等の施策に係る全国農業協同組合中央会の役割を一層明確化した。
----- 平成14年度から民間法人化する。	----- ・平成14年4月から民間法人化。

農林漁業信用基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【農林漁業経営に必要な資金に係る保証保険、債務保証事業等】</b>            農業信用保険            農業関係資金について、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる</p> <p>林業信用保証・漁業信用保険            林業については損益が赤字基調となっており、漁業については多額の繰越欠損金が存在することから、採算が確保されるよう収支の改善策を講じる。</p> <p>共通事項            政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の収支環境の変化をも勘案し、代位弁済事故の発生抑制や適切な保険料水準の設定等に留意する。</li> <li>・債務保証の引受審査の充実や求償権の回収促進等の収支改善策を一部措置済み。今後も、保証・保険料率の見直しを行うなど、所要の収支改善策を講じる。</li> <li>・総務省による「政府系金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」を踏まえつつ、検討。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</li> </ul>

野菜供給安定基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【野菜価格安定事業】</b>            指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業事業者の費用負担の適正な設定、国の国庫債務負担行為の拡大等により国庫支出の効率化を図る。</p> <p>費用対効果の分析・公表を行う。</p> <p>野菜売買保管等事業            廃止する。</p> <p>保管施設            廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度に生産者の負担割合が指定野菜価格安定対策事業より高い契約野菜安定供給事業を創設。国庫債務負担行為の割合を1/4から1/2に拡大。</li> <li>・平成14年度から実施している分析手法の検討を踏まえ、平成15年度から費用対効果の分析・公表を行う。</li> <li>・(独)農畜産業振興機構法に事業の廃止を規定。</li> <li>・(独)農畜産業振興機構法に事業の廃止を規定。</li> </ul>
<p>廃止した上で農畜産業振興事業団に統合する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月統合予定。</li> </ul>

海洋水産資源開発センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【新漁場漁業生産調査等】</b>            費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>収益の還元の現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価を実施し、その結果を毎年度の予算の重点配分及び業務の効率化に反映。</li> <li>・農林水産大臣の定める基本方針(生産増大目標等)に基づき事業を実施。</li> <li>・事業の計画、実施に当たっては外部有識者から構成される企画評価委員会及び専門委員会を設置して評価し、その結果を予算の重点配分及び業務の効率化に反映。研究成果や財務状況等は機関誌及びホームページ等により公開。</li> <li>・研究成果は機関誌及びホームページ等により公開</li> <li>・調査によって得られた漁獲物の販売収入については、全て調査に要する経費に充てられており、これについてはホームページ等において財務諸表及び行政コスト計算書により公表。</li> </ul>
<p>-----</p> <p>廃止した上で独立行政法人水産総合研究センターに統合する。</p>	<p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月統合予定。</li> </ul>

農水産業協同組合貯金保険機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【貯金保険業務、金融危機対応等業務】 事業を更に効率的かつ適正に実施する。</p> <p>預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織のあり方について抜本的見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定額貯金等の定額保護制への移行（14年4月）に伴い、事業を効率的かつ適正に実施するため、以下の措置を実施。  <ul style="list-style-type: none"> <li>各種のPR方法（リーフレット、Q &amp; Aの作成・配布、ホームページでの紹介等）を用いて、貯金者及び農水産業協同組合に貯金保険制度の内容を周知徹底</li> <li>貯金者データの整備状況を確認するため、農漁協に対する立入検査を実施</li> <li>万一の破綻に備えて対応マニュアルを整備</li> </ul> </li> <li>・預金保険機構の見直しに合わせて、業務及び組織のあり方について抜本的見直しを行う。</li> </ul>
<p>認可法人</p>	

生物系特定産業技術研究推進機構

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【民間研究促進業務】</b>  <b>出資</b>                      産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資による研究開発業務は、収益改善策を検討し、事業からの収益の可能性が有る場合等に限定する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p> <p>研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p> <p><b>融資</b>                      近年実績が乏しいことから、廃止を含めて抜本的見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度の新規採択を凍結。技術会議評価専門委員会の「出融資事業の評価に関する報告書」を踏まえ、収益の可能性が有るものに限り選定実施することとしている。</li> <li>・外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において費用対効果を踏まえたうえで資源の重点配分を実施。</li> <li>・重点課題、達成目標等について「農林水産研究・技術開発戦略」を策定し、機構の業務もこれに則して対応。</li> <li>・研究課題の決定等に当たっては外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において事前評価、中間評価、終了時評価を実施し、予算配分等に反映。</li> <li>・計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形での情報提供を検討。</li> <li>・研究成果については、出資先の概要、製品、研究成果等についてホームページへの掲載等を実施。引き続き計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形での情報提供に努める。</li> <li>・収益還元状況は行政コスト計算書において公表。</li> <li>・収益改善策については「出融資事業の評価に関する報告書」も踏まえ、成果の事業化の指導強化等に努めている。</li> <li>・中期目標、中期計画に抜本的見直しを盛り込む。</li> <li>・14年度の事業規模を縮減した(10億 5億)、引き続き15年度の事業規模も縮減する(5億 3億)。</li> </ul>

### 【基礎的研究業務】

競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。

競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。

研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、平成14年度から補助金等に置き換える。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

### 【農業機械化業務】

費用対効果分析を可能な限り実施する。

・新規要求事業については、総合科学技術会議による15年度予算優先順位付けを実施、継続事業については、従来から事業毎に設定された関係府省連絡会を通じた重複調整の実施により対応。

・15年度予算において、審査・評価体制を充実するため、プログラムオフィサー等を配置。

・平成14年度から出資金を補助金化。

・研究成果については、研究終了時に成果発表会の開催、成果集の作成、ホームページへの掲載等を通じて広報を実施。引き続き計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形での情報提供に努める。

・重点課題、達成目標等について「農林水産研究・技術開発戦略」を策定し、機構の業務もこれに則して対応。

・研究課題の決定等に当たっては外部の学識経験者からなる「選考・評価委員会」において事前評価、中間評価、終了時評価を実施し、予算配分等に反映。

・計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形での情報提供を検討。

・「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(農林水産省告示)」に基づく研究課題について、外部の学識経験者からなる「研究評価委員会」において費用対効果分析を充実。

国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

#### 【検査検定業務】

必要性の検証を行った上で、検査項目の定期的な見直し等により実需者等の要望を踏まえた事業の効率化を図る。

廃止した上で、独立行政法人農業技術研究機構と統合し、新たに農業技術に関する研究と生物系特定産業技術及び農業機械分野の民間研究支援を一体的に行う独立行政法人を設置する。

・重点課題、達成目標等について「農業機械開発改良研究・技術開発戦略」及び「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(農林水産省告示)」を策定し、機構の業務についてもこれらに即して対応。

・農業資材審議会において研究の評価を実施し、予算配分等に反映。

・計量的手法を含め、より国民にわかりやすい形での情報提供を実施。

・研究成果については、ホームページへの掲載等を実施するとともに、計量的手法を含め、平成14年度からより国民にわかりやすい形での情報提供を実施。

・農業資材審議会の審議を踏まえ、14年度の検査からスピードプレイヤー等一部の農機具について、検査項目の削減等の簡素化・効率化を実施。

・第155回国会で法案成立。15年10月統合予定。

漁業共済組合連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【漁業再共済事業】</b> 経費の節減、共済掛金の引き上げ等、収支の抜本的改善策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度予算において漁業共済事業実施費補助金（本法人分）及び水産業振興民間団体事業費補助金（本法人分）を廃止。</li> <li>・収支の悪化が著しい漁業種類については平成13年4月から掛金率の引き上げ等の措置を実施。その他の漁業種類についても、漁業災害補償法改正の実施に併せて掛金率の見直し等を行う。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの経常的運営経費補助を廃止するなど条件を満たし、平成14年4月に民間法人化。</li> </ul>

經濟産業省

石油公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>石油公団は廃止する。</p> <p>1．以下の機能については、金属鉱業事業団に統合する。</p> <p>(1)石油開発のためのリスクマネー供給機能（リスクマネーは出資に限定する。）  国の支援割合は5割以下とする。  なお、原油等生産会社への融資業務は既存の政策金融機関へ移管する。</p> <p>(2)研究開発機能</p> <p>(3)国家備蓄統合管理等の機能</p> <p>2．国家備蓄は国の直轄事業として行う。  現行の国家石油備蓄会社（8社）を廃止し、基地操業に係る具体的業務は純民間企業に委託する。</p> <p>3．現在石油公団が保有する開発関連資産は、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う。  なお、資産処分等清算のための組織を期限付きで設置（3年程度）して処理に当たらせ、その終結を待つて特殊会社を設立し民営化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に規定済（平成16年度中に廃止）。</li> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、金属鉱業事業団と統合して設立される（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務を規定済。</li> <li>（国の支援割合を5割以下にすることについては、石油公団業務方法書を改正済（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部施行日（平成14年7月）より適用）であり、独立行政法人の中期目標及び中期計画に明記する。）</li> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、金属鉱業事業団と統合して設立される（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務を規定済。</li> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、金属鉱業事業団と統合して設立される（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務を規定済。</li> <li>・15年度に国の直轄事業化し、現行の国家石油備蓄会社（8社）は廃止し、基地に係る具体的業務は民間の操業サービス会社に委託する予定。</li> <li>・総合資源エネルギー調査会石油公団資産評価・整理検討小委員会において開発関連資産の処理に関する方針を決定。それに基づき、平成15年度初めから資産の評価・処理を開始予定。</li> </ul>

地域振興整備公団（経済産業省所管分）

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【工業再配置事業】</b>                      新規の予算採択は厳に抑制する。既に予算採択を行った案件については、採算性が見込まれ真に必要なものに限定して実施する。現在実施中の事業（今後実施することとなった事業を含む。）については、造成工事を売却の目途のたつ範囲に限定し、早期に売却する。</p> <p><b>【地方拠点振興事業、地域産業集積活性化事業、中心市街地活性化事業、新事業創出基盤整備事業】</b>                      地方拠点振興事業は廃止する。                      地域産業集積活性化事業、中心市街地活性化事業、新事業創出基盤整備促進事業については、広域的に効果が高いものや先導的役割を果たすものなど国として真に関与すべきものに事業を限定する。</p>	<p>・（独）中小企業基盤整備機構法において事業の廃止を規定。</p> <p>・（独）中小企業基盤整備機構法において、事業の廃止を規定。                      ・（独）中小企業基盤整備機構法において、一部の事業の廃止を規定。予算についても、地域経済再生の中核となり、地域の個性ある産業の発展等を促進する起業家育成施設等のうち、広域的に効果が高いものや地域振興に先導的な役割を果たすものなどに限定して実施。</p>
<p>集中改革期間中に廃止した上で、地方都市開発整備等事業とそれ以外の事業に分割し、地方都市開発整備等事業については都市再生に民間を誘導するための事業施行権限を有する新たな独立行政法人に、それ以外の事業については中小企業総合事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>	<p>・（独）中小企業基盤整備機構法において、地方都市開発整備等事業以外の事業について(独)中小企業基盤整備機構に移管することを規定。当該承継法人は16年7月設立予定。</p>

金属鉱業事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【金属資源開発】</b>  探鉱（融資、出資、債務保証）（金属鉱業安定化資金融資を含む。）  既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。  金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。  政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。  出資・融資・債務保証それぞれの手法について、目的・原資の調達方法を勘案して、事業実施の基準を明確にする。</p> <p>鉱物資源探査技術開発（地質構造調査を含む。）  （国内地質構造調査）  広域調査は平成15年度に廃止し、精密調査もその後3年以内に廃止する。</p> <p>（国内地質構造調査以外）  厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。  費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。  研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に実施した事業の事後評価実施等は、中期計画において定める予定。</li> <li>・金属鉱業安定化資金融資は、整理合理化計画から更に踏み込んで廃止。</li> <li>・貸付資産等のリスク管理を行うとともに、引当金は14年8月末からホームページにより公表。</li> <li>・業務方法書において定める予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13年度行政コスト計算財務書類を14年8月末からホームページにより公表。今後も引き続き政策コストを公開。</li> <li>・実施基準は業務方法書や各種細則に加え「探鉱資金出融資採択要領」（通達）において技術的審査項目等を明記。これらを厳格に実施。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、広域調査は平成15年度に廃止、精密調査は平成18年度までに廃止することを規定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画において定める予定。</li> <li>・経済産業省の技術評価委員会による費用対効果分析等により厳格な評価を行い、資源の重点配分を実施。</li> <li>・中期目標において設定する予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省の技術評価委員会による第三者評価を実施し、今</li> </ul>

わたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

#### 海外における地質構造調査の助成

厳格な外部評価を求めるとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

#### 海外情報収集等業務(海外鉱床等情報収集、衛星画像解析等)

厳格な外部評価を求めるとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

#### 【金属鉱産物備蓄事業】

金属鉱産物備蓄事業については、第三者機関による検討を進め、備蓄対象・備蓄量を真に必要なものに限定する。

費用対効果の分析・公表を行う。

備蓄資金融資については、近年実績が少なく政策的必要性が乏しくなっているため、廃止する。

後の研究課題の資源配分に反映するとともに評価報告書をホームページにより公開。

・平成15年度以降、計量的な手法を検討しつつ、成果報告会(平成14年度に一部実施)及びホームページにより公表するとともに、広く国民に情報提供を行う予定。

・中期計画において定める予定。

・中期目標において定める予定。

・中期計画において定める予定。

・平成15年度に、独立行政法人評価委員会による評価を踏まえ、各年度計画に評価結果を反映させるとともに、助成先を公表する予定。

・中期計画において定める予定。

・平成15年度に評価結果を成果報告会(平成14年度に一部実施)及びホームページにより公開する予定。

・総合資源エネルギー調査会鉱業分科会において、現行の備蓄目標期間(13年度~17年度)の中間年度である平成15年度の状況を踏まえ、中間見直しを行う。

・上記の中間見直しの中で併せて検討する予定。

・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構法において、事業の廃止を規定。

【鉦害関係事業】

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

鉦害防止積立金管理業務については更に効率的かつ適正に実施する。

・貸付資産等のリスク管理を行うとともに、引当金については14年8月末からホームページにより公表。

・鉦害防止事業基金等運用委員会による専門的な判断を加え、金利情勢の変化に応じて適切な運用を実施。

石油公団と統合し、独立行政法人を設置する。

・第154回国会で法案成立。公布後1年9月以内に設立予定(14年7月公布)。

中小企業総合事業団（信用保険部門を除く）

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等（修文案）
<p><b>【高度化事業（高度化融資・出資）】</b>            高度化融資            ユーザーの利便性に配慮して、効率を向上させる。</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。</p> <p>無利子融資については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診断実施期間の短縮化（4ヶ月 3ヶ月）等の貸付手続きの効率化や貸付後の報告事項の削減等の貸付先の事務負担軽減など、所要の規程類の改正を平成 14 年度に実施。平成 15 年度も引き続き貸付手続き効率化のために必要な措置を検討し、平成 16 年 7 月の独法化の際に措置する予定。</li> <li>・ 14 年度から融資規模を縮減。</li> <li>・ 無利子融資について、必要最小限なものに限定する方向で、真に必要なかどうか検討中。無利子融資を存続するものについての貸付制度の期限及び廃止の指標の設定と合わせ、平成 16 年 7 月の独法化の際に措置する予定。</li> <li>・ H 13 年度の行政コスト計算書において貸倒引当金の計上基準を細分化するなど、引当金の積増しを実施し、平成 14 年 8 月に公表。貸付債権に係るデータベースの整備等、リスク管理体制の充実を図っており、平成 15 年 8 月に公表する H 14 年度の行政コスト計算書の貸倒引当金計上に反映させる予定。</li> <li>・ 信用リスクの金利への反映など金利決定の方法及び金利決定責任主体のあり方について見直しを検討中。平成 16 年 7 月の独法化の際に措置する予定。</li> <li>・ 平成 14 年度新規貸付分から事業の効果を定量的に把握するためのデータ（貸付先の事業実績、商店街整備後の集客数、等）</li> </ul>

## 高度化出資

国の利害に重大な関係を有し真に必要なものに事業を限定する。

### 【高度化事業（高度化施設）】

廃止する。

### 【ベンチャー支援事業】

（ベンチャー出資）

専門的・効率的な実施及び利用者利便の観点から、産業基盤整備基金のベンチャー出資事業と統合する。

ベンチャー出資事業について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

（ベンチャー企業、ベンチャー支援機関等に対する助成）

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

助成金交付の対象となった事業について第三者機関による適切な審査・評価、助成先の公表を行うとともに、評価の結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

### 【中小企業大専攻校研修】

コスト削減等事業の効率化により収支率を向上させ、国の財政負担を縮減する。

時代の変化に対応した事業の効率的・効果的実施を図るため、適時適切にサービス内容の見直しを行うとともに、外部委託や外部の人材の

を定期的に収集する仕組みを整備済。平成16年7月の独法化以降の事業に反映させるべく、収集したデータの評価手法やその評価結果を事業に反映させる仕組みについて検討中。

・14年度から新規出資を限定。

・（独）中小企業基盤整備機構法において事業の廃止を規定。

・（独）中小企業基盤整備機構法において規定。

・平成14年度に投資先等に対するアンケート調査等により事業の評価に必要な基礎データの収集・分析を実施。平成15年度は外部委員からなる検討会を設置し、評価結果を事業運営に反映させる具体的方策や評価項目について検討し、平成16年7月の独法化の際に明確化を図る。

・平沼プランが掲げる創業倍増目標といった政策目標を踏まえながら、一定期間経過後に助成措置を終了する目安を検討中。平成16年7月の独法化の際に措置する予定。

・第三者機関による適切な審査、助成先の公表については、実施済み。

・第三者評価機関による評価手法を検討中。

・不採算コース数の削減等により14年度から補助金を縮減。

・IT活用支援スキルの導入、インターネットを活用した遠隔研修の新設等、14年度から研修内容の見直しを行っている。

活用の拡大等を検討する。

**【情報提供等推進事業（専門家派遣、セミナー等）】**

**（情報提供）**

コスト削減等事業の効率化により収支率を向上させ、国の財政負担を縮減する。

外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

**（課題対応技術革新促進事業）**

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。

国が事業実施機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、事業実施機関の責務を明確にする。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

**【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済事業】**

積立金の運用体制について、運用担当者の充実等所要の整備を行う。

・ものづくり人材支援基盤整備事業及び小売商業経営革新総合支援事業を廃止するなど、補助金を縮減。

・利用する中小企業者に対するアンケート等により顧客満足度を調査し、評価分析するスキームの確立に向けて検討中。

・国が示す課題を科学技術基本計画に則り重点化し、14年度から予算を削減。

・国が示す課題を科学技術基本計画に則り重点化し、政策評価上も達成目標を決定

（達成目標）

採択事業の事業化率を35%となるよう事業を推進中。（政策評価書に記載）

また、中小企業総合事業団は、研究開発実施者に対し、特許取得を積極的に行うよう適切に指導し、技術の事業化を促進する予定。

・平成15年度から、個々の研究開発事業についての事業化の状況、特許の取得状況等の指標を用いて、第三者による評価を行い、国民にわかりやすい形で情報提供する。

・平成15年度から、これまでに得られた研究成果について、第三者評価の結果と併せて、事業化率等の指標により国民にわかりやすく示す。

・14年度から運用担当職員を拡充。

集中改革期間中に地域振興整備公団、産業基盤整備基金と統合し、独立行政法人を設置する。

その際、信用保険事業は、中小企業金融公庫の業務を承継する法人に移管する。

・第155回国会で法案成立。16年7月設立予定。

・中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において、15年度中に所要の措置を講じることを規定。

中小企業総合事業団（信用保険部門）

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【信用保険事業】</b>            機械類信用保険            経済構造の変化等を踏まえ、必要な措置を講じた上で廃止する。</p> <p>信用保証協会への融資            貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において事業の廃止及びこれに伴う経過措置を規定（平成15年4月施行）</li> <li>・ 平成12年度決算分から行政コスト計算書を作成。リスク管理及び引当金の開示を実施。（過去の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当額を検討し、引当不要との判断。）</li> <li>・ 外部の専門家で構成する業績評価委員会を設置し、平成12年度事業から、事業団が行う業績評価結果を審議している。これらを踏まえ、政策的要請の強い分野への重点化を図る。</li> <li>・ 政策コスト分析については、引き続き検討中。</li> </ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【中小企業者に対する融資】</b></p> <p>一般貸付 「民間にできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定を導入するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。</p> <p>特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の資金需要に配慮しつつ、貸付規模を縮減。 （中小企業を取り巻く金融経済環境が依然厳しい状況にあるため、平成15年度貸付規模は据え置く。） 貸付規模（当初計画：億円）（一般貸付以外を含む） （13年度：20,071 14年度：19,000 15年度：19,000）</li> <li>・ 平成13年度から、一定期間を超える長期の貸付について貸付金利を高く設定。この継続・改定を含め、融資条件の見直しを検討。</li> <li>・ 平成14年度に18制度のうち4制度を廃止するなど制度見直しを行い、7制度に整理統合。</li> <li>・ 平成14年度に特別貸付制度の取扱期間を原則3年（平成17年3月31日まで）に設定。</li> <li>・ 廃止の指標を「政策目的が達成されたもの又は貸付実績が過小なものについては、原則として廃止する」ことをベースに設定することで検討。</li> <li>・ 平成14年度に信用リスク管理課を新設する等、信用リスク管理体制を整備。</li> <li>・ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・ 自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から開示。</li> <li>・ リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。</li> <li>・ 金利決定責任主体については、法令に基づき、公庫が、主務大臣の認可を受けて貸付金利を定めることとされている。</li> </ul>

<p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公庫において、学識経験者で構成する「政策評価のあり方等に係る検討委員会」を設置し、適切に評価できる手法を検討。</li><li>・ 平成14年12月に上記検討を踏まえ、政策評価を実施・公表。</li><li>・ 繰上償還を含めた政策コストについては、予算編成過程において平成12年度から作成・開示。</li></ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日閣議決定)を踏まえ、適切に対応。</li></ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】</p> <p>特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度に特別貸付制度の取扱期間を原則3年（平成17年3月31日まで）に設定。</li> <li>・廃止の指標を「政策目的が達成されたもの又は貸付実績が過小なものについては、原則として廃止する」ことをベースに設定することで検討。</li> <li>・既に企業会計原則に則した会計処理、貸出資産等に対する自己査定（平成9年度決算より）、自己査定結果を踏まえた貸倒引当金の計上（平成9年度決算より）、リスク管理債権の開示（平成5年度決算より）及び金融再生法開示債権の開示（平成13年度決算より）を民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・リスク管理の分野について金融庁検査を導入（15年4月施行）。</li> <li>・特別貸付金利については、政策的必要性等を踏まえ、主務省が定めており、それ以外の一般的な貸付の金利については、主務大臣の認可を受けた上限金利の下で、取引先の信用力、資金使途、貸出期間及び民間金融機関の金利適用状況も考慮して商工中金が決定している。</li> <li>・学識経験者及び監査法人とともに行った評価手法の検討は、平成14年度中に終了し、監査法人は検討内容を提言書としてとりまとめ。この提言書を受けて、平成15年度中にも段階的に政策評価を導入する予定。</li> <li>・繰上償還を含めた政策コストについては、予算編成過程において平成13年度から作成・開示。</li> </ul>
<p>民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）を踏まえ、適切に対応。</li> </ul>

電源開発株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【電源開発事業、送電変電施設の整備事業等】</b>            平成9年6月の閣議決定を踏まえ、平成15年の通常国会を目途に関連法案を国会に提出し、完全民営化する。            民営化に当たっては、現在進められている電気事業制度の見直しの検討の状況、内容に留意するとともに、更なる財務体質の強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在開催中の通常国会に完全民営化するための法案を提出。</li> <li>・借入金と出資金から成るファンドを形成し、同ファンドから電源開発(株)に出資することにより増資等を実現し財務体質の強化を図る。</li> </ul> <p>なお、同ファンドは、可能な限り早期に、所期の目的を達成した後、電源開発(株)の株式を全株売却し解散する予定。</p>
<p>-----</p> <p>完全民営化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在開催中の通常国会に完全民営化するための法案を提出。</li> </ul>

日本自転車振興会

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【助成金交付事業（貸付事業を含む。）】</b>                      助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。                      国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p> <p>貸付事業は、自転車産業向けに限定する。</p> <p>助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。                      助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p><b>【競輪関係事業】</b>                      管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度補助事業から、補助対象の重点項目及びその終了要件等を見直し、その旨補助方針に明記。</li> <li>・平成15年度補助事業から、国、地方公共団体等の事業を質的・量的に補完することを目的とし、国、地方公共団体等の補助を受ける事業は補助対象としない旨を補助方針に明記。</li> <li>・平成14年度より新規貸付を停止。改正法を平成14年10月1日から施行。</li> <li>・補助事業専用のサイトを新しく設け、交付先、交付額、事業内容、事業報告等を掲載し、情報開示済み。</li> <li>・平成15年度補助事業から、直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれるなど、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかな場合に限り採用する旨を補助方針に明記。</li> <li>・平成14年12月1日付けで、財政改革の一環として人件費の削減、給与・退職金の合理化などを盛り込んだ予算及び業務方法書の改正を行った。引き続き更なる事業の効率化を図る。</li> </ul>
<p>-----</p> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造審議会車両競技分科会にて議決された報告書に基づく事業の構造改革の進捗状況を見極めつつ、併せて「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の施行状況を全体的に検討する中で、引き続き検討を行う。</li> </ul>

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【貿易振興事業】</b>            厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。また、受益者負担を引き上げる。</p> <p>客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。</p> <p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易振興事業を削減（H 14年度予算12%、H 15年度予算2.3%）し、輸入促進事業の更なる整理合理化を実施すると共に、対内直接投資の促進、中小企業の海外展開支援の重点化を図った（H 15年度予算）</li> <li>・平成13年度に外部有識者により構成される業績評価委員会を設置し、平成15年10月の独法化までに評価方法を検討。              なお、同業績評価委員会における評価なども踏まえ、輸入消費財の普及に特化して地方8カ所に設置している「地域輸入促進センター（ISQ）」を平成15年9月末をもって閉鎖すると共に、平成15年度中に諸外国からの輸入住宅の普及を目的として地方5カ所に設置している「輸入住宅展示場」の一部を廃止することとした。</li> <li>・平成14年度予算において裨益者が特定可能である事業に受益者負担を導入済み。受益者負担を高める具体策を引き続き検討、実行していく予定。</li> <li>・平成13年度に外部有識者により構成される業績評価委員会を設置し、平成15年10月の独法化までに評価方法を検討。              具体的には、平成14年度に事業活動を再編し、その分類ごとに成果指標を決定。平成15年度には分類ごとに洗い出した指標の技術的な課題を踏まえ、成果指標を見直したうえで独立行政法人評価委員会による評価を実施予定。</li> <li>・評価結果等についてはホームページにより公表予定。</li> <li>・平成14年度から、事業を政策目的・地域別に整理し、資源配分の現状を把握し、年度事業実施計画を策定済み。</li> <li>・平成13年度に外部有識者により構成される業績評価委員会</li> </ul>

わたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

#### 【アジア経済研究所】

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに資源の重点配分を図る。

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

独立行政法人とする。

を設置し、平成15年10月の独法化までに評価方法を検討。具体的には、平成14年度に政策目的別に事業活動を再編し、その分類ごとに成果指標を決定。平成15年度には分類ごとに洗い出した指標の技術的な課題を踏まえ、成果指標を見直したうえで独立行政法人評価委員会による評価を実施予定。

・評価結果等についてはホームページにより公表予定。

・既出版物としては広く国民に提供しているが、平成15年度以降、計量的な手法を検討しつつ、ホームページにより公表予定。

・研究所の予算を削減し(H14年度予算6.2%、H15年度予算7.6%)、事業実施にあたっては重点研究、プロジェクト研究、基礎的研究の分類に応じた資源配分を実施済み。

・平成14年度に研究業績評価委員会の評価対象を拡大。平成15年度には全研究成果に対する外部評価を導入すべく、具体的方策につき検討し、実施する予定。

・評価結果等についてはホームページにより公表済み。

・既出版物としては広く国民に提供しているが、平成15年度以降、計量的な手法を検討しつつ、ホームページにより公表予定。

・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。

日本小型自動車振興会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【助成金交付事業（貸付事業を含む。）】</b>            助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。            国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p> <p>貸付事業は、廃止する。</p> <p>助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。            助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p><b>【オートレース関係事業】</b>            管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度補助事業から、補助対象の重点項目及びその終了要件等を見直し、その旨補助方針に明記。</li> <li>・平成15年度補助事業から、国、地方公共団体等の事業を質的・量的に補完することを目的とし、国、地方公共団体等の補助を受ける事業は補助対象としない旨を補助方針に明記。</li> <li>・平成14年度より新規貸付を停止。改正法を平成14年10月1日から施行。</li> <li>・補助事業専用のサイトを新しく設け、交付先、交付額、事業内容、事業報告等を掲載し、情報開示済み。</li> <li>・平成15年度補助事業から、直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれるなど、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかな場合に限り採用する旨を補助方針に明記。</li> <li>・平成15年1月1日付けで、財政改革の一環として人件費の削減を盛り込んだ業務方法書の改正を行っているところ。引き続き更なる事業の効率化を図る。</li> </ul>
<p>-----</p> <p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造審議会車両競技分科会にて了承された報告書に基づく事業の構造改革の進捗状況を見極めつつ、併せて「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の施行状況を全体的に検討する中で、引き続き検討を行う。</li> </ul>

新エネルギー・産業技術総合開発機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【産業技術研究開発事業】</b>            研究開発事業（旧基盤センターを含む。）            競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。</p> <p>競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p> <p>費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、平成14年度から補助金等に置き換える。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの委託による研究開発業務は、収益改善策を検討しつつ事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。</p> <p>国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各省の間で採択者、採択課題等の情報交換を実施。また、各省協力の下、総合科学技術会議において研究開発データベースを作成しているところ。総合科学技術会議等の検討を踏まえ更に検討する。</li> <li>・評価者等に研究経験者を加え、責任をもって取り組む体制を整備済みだが、総合科学技術会議等の検討を踏まえ、更に検討する。</li> <li>・14年度予算では4事業を終了し、2事業を縮減するなど、既存プロジェクトの見直しに取り組み、平成15年度予算案では、既存プロジェクトについて、ゼロベースから徹底的に見直し、43事業の廃止・終了、78事業の縮減を行い、約526億円、約4割の削減を行ったところ。</li> <li>・平成14年度予算において出資金を補助金に置き換え。</li> <li>・平成13年度に開始した基盤技術研究促進事業は事業化可能性を重視した評価を実施しており、平成14年度は、事業化評価委員の増員等により事業化可能性の評価を強化し、採択する委託研究を収益可能性のあるものに限定している。</li> <li>・施策（プログラム）としての具体的な達成目標を設定した基本計画を提示することによって、責務を明確にしている。独法化後は、中期目標においてできるだけ具体的な達成目標設定等</li> </ul>

研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

研究成果等から生じる収益の還元の現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を講ずる。

#### 出資業務

新規出資は廃止する。

#### 【新エネルギー研究開発・導入促進事業】

##### 研究開発事業

費用対効果分析を可能な限り実施した上で、費用を上回る効果が明確なものに事業を限定する。

エネルギー政策全体の中で、核燃料サイクル機構の研究開発、原子力研究所のエネルギー開発研究及び新エネルギー・産業技術総合開発機構等のエネルギー開発研究の位置付けを明確にした上で、国が各研究機関に対して具体的な目標を設定するとともに、経済波及効果をできるだけ定量的に表して費用対効果分析を行い、国民にわかりやすく情報提供し、理解を求める。

これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。

##### 導入促進

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

を行う。

・平成13年度から第三者評価を実施し、評価結果を研究資源配分等に反映。研究成果及び第三者評価の内容はホームページ等で公開。

・平成14年度からは、研究目標を可能な限り数値化することを徹底し、計量化された研究成果を成果報告会等で公開。さらに適切な計量的手法を検討し成果を公開していく。

・基盤技術研究促進事業は、平成14年度より研究開発等から生じる収益の還元の状況を公表するとともに、必要に応じて収益改善策を講じる。

・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法において新規出資は廃止。

・見直しを行った結果、平成14年度にエネルギー使用合理化海洋資源活用システム開発補助金を縮減。

・NEDOは石油代替エネルギーや省エネルギーに係る技術開発を実施するものとして法律上位置付けられている。目標設定や経済波及効果などは事前評価書等を通じ公表。独法化に際し、こうした位置付けを踏まえて中期計画・中期目標や費用対効果分析のあり方を検討する。

・平成14年度からは、研究目標を可能な限り数値化することを徹底し、計量化された研究成果を成果報告会等で公開。さらに適切な計量的手法を検討し成果を公開していく。

・見直しを行った結果、先導的高効率エネルギーシステムフィールドテスト事業費補助金を13年度限りで終了。

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。

振興助成・給付の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

振興助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。

**【海外炭事業】**

厳格な外部評価を求めることとし、既に実施した事業についての事後評価結果を踏まえ、事業を真に必要なものに限定する。

独立行政法人とする。

・経済産業省が作成する事前評価書において明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記している。

・振興助成・給付の対象となった事業については、適切に評価を行い、その結果を事業に反映させている。また、これを円滑に実施できるような仕組み作りに着手する。

・助成先の公表は既に実施。

・第三者機関による審査・評価については外部有識者による審査をほとんどの事業において実施済みであり、来年度中に全ての事業において実施する。

・見直しを行った結果、14年度から予算を縮減。

・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。

日本商工会議所

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>商工会議所間の合併等、組織の効率化を推進する。</p> <p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併に際しての特例措置のための通達を発出。平成15年度より実施。</li> <li>・商工会議所と商工会は法律上活動地域の重複は許容されておらず、それぞれの地区において小規模事業者に対する経営改善普及事業等を実施。日本商工会議所はこの商工会議所に対する指導等を実施する全国組織であり、商工会の指導を行う全国商工会連合会とは事業は明確に整理。 また、商工会議所は地域の事業者との密接な接点、経営指導員等の資源を十分に有し、地方公共団体による十分きめ細かに実施が困難な事業を中心に実施。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年4月から民間法人化。</li> </ul>

全国中小企業団体中央会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p> <p>経常的経費に係る国庫補助を平成14年度から削減する。</p>	<p>全国規模の組合や都道府県中央会に対して指導・助言を行っており、全国商工会連合会や日本商工会議所とは明確に業務が区分されている。なお、都道府県は組合の設立認可及び監督、都道府県中央会は組合の実施事業等に当たっての指導・助言を行うと中小企業等協同組合法に明確に整理されている。</p> <p>全国中央会における人件費補助率を平成14年度より平成13年度の2/3から6/10に削減を図った。また、平成17年度までに段階を踏まえ、人件費補助率を1/3までに削減する。</p>
<p>民間法人化する。</p>	<p>整理合理化計画に基づき、平成17年度までに民間法人化する。</p>

全国商工会連合会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>商工会間の合併等、組織の効率化を推進する。</p> <p>中小企業振興施策について、他の法人や地方公共団体の施策との整理を明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度に商工会法を改正し、合併のための環境整備を実施済み</li> <li>・商工会と商工会議所は、法律上かつ同地区の重複は許容されておらず、それぞれの地区において、小規模事業者に対する経営改善普及事業等を実施。全国商工会連合会はこの商工会に対する指導等を実施する全国組織であり、商工会議所の指導を行う日本商工会議所とは事業は明確に整理。また、商工会は地域事業者との密接な接点、経営指導員等の資源を十分に有し、地方公共団体による十分きめ細かに実施が困難な事業を中心に実施。</li> </ul>
<p>平成14年度から民間法人化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年4月から民間法人化。</li> </ul>

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p><b>【プログラム開発事業】</b>                      特定プログラム開発事業については、産業の活性化や企業・個人の利便性・安全性の向上等に資するが民間に委ねることでは十分な開発が期待できない戦略的ソフトウェアを除き、廃止する。</p> <p>産投特会からの出資を受けて実施する当法人からの出資・委託による特定プログラム開発事業は、収益改善策を検討した上で事業からの収益の可能性がある場合等に限定する。</p> <p>その他のプログラムについては、研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を、廃止を含め研究資源配分等に反映させる。</p> <p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、補助金等に置き換える。                      これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。なお、費消された国からの出資金について実態を公開する。                      費用対効果分析を可能な限り実施した上で、資源の重点配分を図る。                      国の主導の下に実施しているものについては、国が研究機関に対してできる限り具体的な達成目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。                      研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。                      研究施設の供用、収益納付等研究成果等から生じる収益の還元現状(当該法人からの出資等収益の還元が予定されているものについては、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律において、特定プログラム開発事業については、情報処理を行う者の利便性の向上、情報処理の安全性・信頼性の向上等に資し、企業等が自ら開発することが困難なプログラムを開発することを規定し、戦略的ソフトウェアに限り開発することとした。</li> <li>・ 従来実施してきた産投特会を財源とする「高度プログラム安定供給事業」を廃止、収益改善策を検討し、より収益性の高い「戦略的ソフトウェア開発事業」に限り実施(平成14年度から実施)。</li> <li>・ その他のプログラムについては、研究課題や実施体制、研究成果について、独立行政法人評価委員会による評価結果等を踏まえ、中期目標・計画設定等への的確な反映が図られるよう検討する。</li> <li>・ 平成13年度事業より一般会計からの出資金による事業は実施していない。</li> <li>・ 研究成果の評価は一部実施中。15年度中に実施予定。</li> <li>・ 15年度中に実施予定。</li> <li>・ 平成15年度予算事前評価書等において達成目標を設定。</li> <li>・ インターネット等を通じた公開を15年度中に実施予定。</li> <li>・ インターネット等を通じた公開を15年度中に実施するとともに収益改善策を講じる予定。</li> </ul>

<p>収支の現状)を公表するとともに、収益改善策を講ずる。</p> <p>(融資) 廃止する。</p> <p>(債務保証) これまでの実績を活用し、プログラムの担保価値の評価手法を開発し、一般に公開する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p><b>【情報処理関係普及事業】</b> 可能な限り民間団体に業務を移管した上で、事業を、公共性の高い等の真に必要なものに限定する。 外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律において、融資業務を削除。</li> <li>・15年度中に検討内容を公開予定。</li> <li>・行政コスト計算書に記載して公開。</li> <li>・平成14年度においてソフトウェア開発事業に係る審査ガイドラインを開発。平成15年度債務保証事業における審査(案件評価等)での活用を検討中。</li> <li>・平成14年度に見直しを実施し予算を縮減。</li> <li>・平成15年度に実施予定。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。16年1月設立予定。</li> </ul>

基盤技術研究促進センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
廃止する。	・基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律に廃止を規定。 (センターの解散する日は平成15年4月1日)

産業基盤整備基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【中心市街地法等に基づく出資・債務保証】</b> ベンチャー出資以外 研究開発体制整備法に基づく債務保証については、新規保証は廃止する。その他の事業については、廃止に向けた検討を行った上で、政策ニーズが高い事業については、担当部局との緊密な連携のもと、機動的かつ効率的に実施する。 ベンチャー出資 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>(情報収集・提供等) 出資・債務保証事業と一体的に行われているものであり、当該事業と同様の扱いとする。</p> <p><b>【技術移転機関(TLO)に対する助成金等】</b> 国の直轄事業とする。</p>	<p>(独) 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において、産業技術に関する研究開発体制整備等に関する法律に基づく債務保証の廃止等を規定。</p> <p>・平成14年度は、第三者たる民間事業者へ委託し、具体的な評価手法にかかる調査研究を実施するとともに、投資先等に対する調査により試験的に業績評価を実施。平成15年度は、14年度の調査・試験的評価の結果を踏まえ、評価手法の確立と評価結果を事業運営に反映される具体的方策について検討する予定。</p> <p>・(独) 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律において規定。</p> <p>・平成14年度から国の直轄化で実施済み。</p>
<p>集中改革期間中に廃止した上で、中小企業総合事業団等に統合する。</p>	<p>・(独) 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律に規定。16年7月統合予定。</p>

日本弁理士会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
業務、財務等に関して、情報公開を一層推進する。	・業務、財務等に関してHP上での情報公開を推進した（平成14年8月より実施）
平成14年度から民間法人化する。	・平成14年8月から民間法人化。

国土交通省

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団は廃止することとし、四公団に代わる新たな組織、及びその採算性の確保については以下の基本方針の下、内閣に置く「第三者機関」において一体として検討し、その具体的内容を平成14年中にまとめる。</p> <p>1. 日本道路公団</p> <p>(1) 組織            新たな組織は、民営化を前提とし、平成17年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。</p> <p>(2) 事業            国費は、平成14年度以降、投入しない。            事業コストは、規格の見直し、競争の導入などにより引下げを図る。現行料金を前提とする償還期間は、50年を上限としてコスト引下げ効果などを反映させ、その短縮を目指す。            新たな組織により建設する路線は、直近の道路需要、今後の経済情勢を織り込んだ費用対効果分析を徹底して行い、優先順位を決定する。            その他の路線の建設、例えば、直轄方式による建設は毎年度の予算編成で検討する。</p> <p>2. 首都高速道路公団・阪神高速道路公団            日本道路公団と同時に、同様の民営化を行う。なお、国・地方の役割分担の下、適切な費用負担を行う。</p> <p>3. 本州四国連絡橋公団            日本道路公団と同時に民営化する。なお、債務は、確実な償還を行うため、国の道路予算、関係地方公共団体の負担において処理することとし、道路料金の活用も検討する。</p>	<p>・平成14年12月17日に「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定した。</p> <p>(参考)「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」(平成14年12月17日)(抄)</p> <p>1. 道路関係四公団            政府は、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ、審議経過や意見の内容を十分精査し、必要に応じ与党とも協議しながら、建設コストの縮減等直ちに取り組みべき事項、平成15年度予算に関連する事項、今後検討すべき課題等を整理した上で、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等を進める。</p>

水資源開発公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【水資源開発施設の建設及び管理事業】</b>            水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わないこととともに、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図る。</p> <p>水資源開発基本計画（フルプラン）については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルール化する。</p> <p>コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規の開発事業は行わないこととともに、新規利水の見込みが明確でない実施計画中の事業を中止（栗原川ダム）することにより、全体として事業量を縮減。また、今後とも事業再評価を実施し、必要に応じて実施中事業の事業規模の縮小等を図る。</li> <li>・ 水資源開発基本計画については、計画改定後5年を目途に計画の達成状況について点検・評価し、実績と乖離した場合、計画を見直す。また、その結果を適切に情報公開する。</li> <li>・ 利水者が負担金を前払いする方式について、利水者と調整の上、積極的な活用を図る。（群馬用水施設緊急改築事業で実施）</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

日本鉄道建設公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【都市鉄道線事業】</b> 都市鉄道線事業については、原則として新規採択を行わない。例外的に新規採択をせざるを得ない場合であっても、必要最小限とし、かつ、集中改革期間中に限定する。</p> <p><b>【民鉄線事業】</b> 民鉄線事業については、現在実施中のものに限定し、民間事業者が現状よりもさらに主体的に鉄道整備を推進する環境を整備する観点から、集中改革期間中に廃止を含め事業のあり方を見直す。</p> <p><b>【旧国鉄用地等の処分】</b> 旧国鉄用地の処分は平成15年度末を目途に終了させるとの閣議決定を踏まえ、用地売却の促進など事業の更なる効率化、適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として新規採択しない法律上の措置済み。当面新規の予定事業はないが、新規採択する場合でも集中改革期間内に限定。</li> <li>・新規採択しない法律上の措置済み。事業の在り方について、集中改革期間内に見直す。</li> <li>・用地売却を促進するとともに、事業量の減少に伴う業務体制の段階的縮小を進める。</li> </ul>
<p>廃止した上で運輸施設整備事業団と統合し、新たな独立行政法人を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</li> </ul>

新東京国際空港公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>国際ハブ3空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成14年中に政府において結論を得ることとする。</p>	<p>新東京国際空港公団の経営形態の見直しについては、「道路関係四公団、国際拠点空港、政策金融機関の改革について（平成14年12月17日閣議決定）」における結論を踏まえ、16年4月に特殊会社に移行することとし、第156回通常国会に「成田国際空港株式会社法案」を提出したところ。</p>

地域振興整備公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【地方都市開発整備等事業】</b> 地方都市開発整備等事業については、都市再生を図るものを除き、新規採択を行わない。</p> <p>現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度予算、15年度予算において、都市再生を図るものに限定するとの趣旨に沿って対応。</li> <li>・第156回通常国会に独立行政法人の設置法を提出。</li> <li>・資産評価による強制評価減の実施。</li> <li>・仮換地指定前（地権者による土地の使用収益開始前）の9地区を中心に計画見直しを検討し、過半の5地区について見直しのための地方公共団体との協議に着手。</li> </ul>
<p>集中改革期間中に廃止することとし、地方都市開発整備等事業とそれ以外の事業に分割し、地方都市開発整備等事業については都市再生に民間を誘導するための事業施行権限を有する新たな独立行政法人に、それ以外の事業については中小企業総合事業団の業務を承継する法人に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市基盤整備公団と統合し、独立行政法人を設置するための法案を第156回国会に提出。</li> </ul>

都市基盤整備公団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【市街地整備改善事業】</b> 市街地整備改善事業は、都市再生を図るものに限定する。</p> <p>新規の宅地分譲事業（都市の外延的拡大につながるいわゆるニュータウン開発事業）は廃止する。</p> <p>現在事業を実施中の資産についての時価評価の結果を踏まえ、採算性に問題があるプロジェクトの見直し、既に取得した土地の処分等を早急に進め、含み損の大幅な圧縮を図るとともに、できる限り多くの継続事業を速やかに終了させる。</p> <p><b>【賃貸住宅事業】</b> 自ら土地を取得して行う新規建設は行わない。</p> <p>賃貸住宅の管理に就いては、可能な限り民間委託の範囲を拡大し、効率化を図る。また、居住の安定に配慮しつつ、入居者の同意を得た上で、可能なものは棟単位で賃貸住宅の売却に努める。</p> <p><b>【都市公園事業】</b> 特定公園施設整備事業については、現に実施中のものを除き、廃止する。また、地方公共団体の委託に基づく都市公園の整備事業については、都市再生を図るものを除き、新規採択を行わないこととし、事業の大幅な見直しを図る。</p> <p><b>【鉄道事業】</b> 鉄道事業については、採算性の現状及び見直しについて情報公開するとともに、採算性の確保のための事業の見直しを行う。</p> <p><b>【分譲住宅事業】</b> 分譲住宅事業の採算性の現状及び見直しについて、情報公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度予算、平成15年度予算において、都市再生を図るものに限定するという趣旨に沿って対応。</li> <li>・第156回国会に独立行政法人の設置法を提出。</li> <li>・平成14年度予算においても、宅地分譲事業の新規着手は行っておらず、実態的には廃止を先行実施。</li> <li>・第156回国会に独立行政法人の設置法を提出。</li> <li>・資産評価による強制評価減の実施。</li> <li>・仮換地指定前（地権者による土地の使用収益開始前）の41地区を中心に計画見直しを検討し、過半の23地区について見直しのための地方公共団体との協議に着手。</li> <li>・平成14年度予算において、公団が整備した敷地等を民間事業者へ賃貸することにより民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進する民間供給支援型賃貸住宅事業を創設し、公団の業務を民間賃貸住宅の供給支援に重点化。</li> <li>・第156回国会に独立行政法人の設置法を提出。</li> <li>・賃貸住宅の管理については、（財）住宅管理協会等に委託を推進中。売却については、売却の可否の判断基準、基本的な考え方等を検討中。</li> <li>・平成14年度予算において、特定公園施設整備事業の新規採択は行っておらず、実態的には廃止を先行実施。</li> <li>・第156回国会に独立行政法人の設置法を提出。</li> <li>・情報公開の充実について検討中。鉄道事業の採算性を確保するため、千葉ニュータウンへの入居促進、鉄道利用者の増加を図り、長期収支の改善に努める。</li> <li>・分譲住宅の建設戸数、土地譲渡計画等について公表済み。</li> </ul>
<p>集中改革期間中に廃止することとし、都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人を設置する。なお、公団事業については、所要の制度改正を含め、上記のとおり措置した上で、上記の独立行政法人に引き継ぐ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興整備公団と統合し、独立行政法人を設置するための法案を第156回国会に提出。</li> </ul>

運輸施設整備事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等】</b>                      鉄道事業者等に対する補助金については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p>	<p>・鉄道事業者等に対する補助金のうち、バリアフリー関係補助金などについて、国へ移管。                      (13年度1561億 14年度1083億)</p>
<p>鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p>	<p>・目標年次までに開業することが適当である路線等を明記した運政審答申等を、補助金交付等の政策遂行上の指針と位置付けることにより対応済み。</p>
<p>補助金等による助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>・「国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領」等に基づき評価し、事業に反映。</p>
<p>補助金等による助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p>	<p>・助成先の公表については、実施済み。第三者評価については、独立行政法人移行後に実施予定。</p>
<p>鉄道整備費無利子貸付等事業は、原則として新規採択を行わない。例外的に新規採択をせざるを得ない場合であっても、必要最小限とし、かつ、集中改革期間中に限定する。</p>	<p>・原則として新規採択しない法律上の措置済み。当面新規の予定事業はないが、新規採択する場合でも集中改革期間内に限定。</p>
<p><b>【船舶共有建造、改造融資等】</b>                      船舶共有建造業務については、事業の対象を真に政策的必要性のあるものに重点化し事業規模を大幅に縮小するとともに、平成28年度までのできる限り早い時期に、未収金の処理を終了するものとする。また、未収金の処理が終了した時点において、事業の廃止を含め改めて事業のあり方を見直す。</p>	<p>・事業の重点化・縮小については、バリアフリー化船、モデルシフト船等の政策課題に対応した船舶への事業の重点化及び事業規模の20%縮小などにより対応済み。</p>
<p>改造融資業務及び債務保証業務については、技術的支援に係る事務を</p>	<p>・14年度より新規募集を中止した上で、独立行政法人鉄道建</p>

<p>除く部分について、廃止する。</p>	<p>設・運輸施設整備支援機構法では、業務規定から削除し、経過措置のみ規定。</p>
<p><b>【運輸分野基礎的研究業務】</b> 競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「競争的研究資金制度改革について中間まとめ（意見）」（平成14年6月19日総合科学技術会議決定）を踏まえ、申請時に他の助成制度との重複の有無を調査することに加え、15年度募集から応募者の研究専従率を新規課題の選定等に活用することにより、運営の改善を実施。</li> </ul>
<p>競争的資金供給業務について、研究経験者が審査及び評価について責任をもって取り組む体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「競争的研究資金制度改革について中間まとめ（意見）」（平成14年6月19日総合科学技術会議決定）を踏まえ、競争的研究資金制度の一連の業務について科学技術の側面から責任を持ち得るよう、課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経験のある責任者「プログラムオフィサー」と競争的研究資金と運用について統括する研究経験のある高い地位の責任者「プログラムディレクター」を専任で配置できるような実施体制の構築を進めているところ。</li> </ul>
<p>国が研究機関に対してできる限り具体的な目標を設定し、研究機関の責務を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度募集から、重点的に研究すべき分野を三つに絞り込み（ITを活用した輸送の高度化、環境負荷の小さい交通、災害被害又は事故の防止）当該分野について集中して研究を行わせるなど、具体的な研究目標を設定済み。</li> </ul>
<p>研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な第三者評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び第三者評価の内容を、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団内に設置された外部の学識経験者等で組織する基礎的研究審査委員会において、実施体制も含めた新規採択課題の決定について第三者評価を実施済み。また、平成14年度は、4課題の継続課題について中間評価を実施し、評価結果を研究資源配分等に反映させ、13年度に終了した4課題について事後評価を実施し、研究期間終了後の研究成果についても第三者評価を実施済み。さらに、研究成果や上記評価結果についてはホームページによる情報提供を実施。</li> </ul>

<p>研究開発に充てる資金供給を一般会計からの出資金により行うことについて基本的に廃止するとともに、費用対効果分析を可能な限り実施し、資源の重点配分を行った上で、柔軟・弾力的な研究開発の実施に配慮しつつ、補助金等に置き換える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的研究審査委員会の評価結果をもとに、資源の重点配分を行っており、14年度より出資金の補助金化を実施済み。</li> </ul>
<p>これまで国費によって達成されてきた研究成果をできるだけ計量的な手法で国民にわかりやすく示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者による事後評価及び成果報告などの公表をホームページ上で行うことにより研究成果の情報提供を実施済み。</li> </ul>
<p><b>【高度船舶技術に係る研究開発・実用化支援事業】</b> 研究開発促進助成事業に係る助成金については、当該法人を経由した方が合理的・効率的であることが明らかな場合を除き、最終交付先へ国から直接交付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人移行後は、第三者機関による事前評価で、新機構を経由する方が合理的・効率的であると判断された研究開発案件のみに助成を実施する予定。</li> </ul>
<p>研究開発促進助成事業に係る助成金について、国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度以降、海事局に設置されている海事局研究開発評価委員会において政策目標を設定・明記し、措置終了についての検討・判断も合わせて実施する予定。</li> </ul>
<p>助成の対象となった事業について適切に評価を行い、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新機構に助成対象事業案件の評価に係る第三者機関を設置し、評価を実施すること、また、その結果を事業に反映させること等を独立行政法人移行時に内規等に明記して制度化する予定。</li> </ul>
<p>助成について、第三者機関による審査・評価の実施、助成先の公表を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成先の公表については、平成14年度から実施済み。第三者機関による審査・評価の実施については、独立行政法人移行時に内規等に明記し制度化する予定。</li> </ul>
<p>高度船舶技術開発支援業務における納付金について、客観的な算定基準を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人移行時に、研究成果の活用に係る売上高や助成率等に基づく客観的な納付金算定基準を設ける予定。</li> </ul>
<p><b>【造船業構造転換業務に係る清算業務】</b> 清算業務は平成22年度末までの間実施するとされていることを踏まえ、土地・設備の売却の促進など事業の更なる効率化・適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の公開土地情報システムを活用するなどして、土地・設備の売却を促進。</li> </ul>

<p><b>【内航海運活性化融資事業】</b>          融資事業は収支相償うまでの間実施するとされていること及び総合規制改革会議において内航海運暫定措置事業の運営方法の改善について指摘されていることを踏まえ、平成14年度から貸付債権の適切な管理など事業の更なる効率化・適正化を図る。</p>	<p>・資金管理方法の適正化等運営方法の改善の状況について留意しつつ、貸付債権の適切な管理を実施。</p>
<p>廃止した上で日本鉄道建設公団と統合し、新たな独立行政法人を設置する。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

住宅金融公庫

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【住宅資金融通事業等（融資、保険）】                      融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、                      利子補給を前提としないことを原則とする。</p> <p>融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを                      勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定する。なお、                      公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。                      特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年度に引き続き15年度も事業規模を約1/4縮減                          （13年度10.6兆円 14年度8.1兆円 15年度5.7兆円）</li> <li>・融資戸数の縮減                          （13年度55万戸 14年度50万戸 15年度37万戸）</li> </ul> <p>（注）この他に15年度については証券化支援事業分0.2兆円、1万戸がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金利の設定に当たっては、平成14年度より利子補給を前提としないことを原則とする金利体系とした。</li> <li>・「平成18年度までに住宅金融公庫を廃止し、証券化支援業務（公庫からの移管）等を行い、公庫の既往の債権を引き継ぐ新たな独立行政法人を設置するとともに、その際、公庫の融資業務の最終的な取扱を決定する」との特殊法人等整理合理化計画の趣旨を位置付けた法律案を第156回国会に提出。</li> <li>・リスク管理債権の開示については、民間金融機関と同様の基準で実施。</li> <li>・引当金については、民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類の中で開示。</li> <li>・リスク管理の分野について、金融庁検査を導入</li> <li>・法令に基づき、公庫が主務大臣の認可を受けて決定。</li> <li>・金利感応度分析により、金利を基本の金利シナリオから変化させた場合における繰上償還の影響を含めた政策コスト分析を実施。</li> </ul>
<p>5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券化支援業務を実施するため、住宅金融公庫法等の改正法案を第156回国会に提出。</li> </ul>

帝都高速度交通営団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>完全民営化に向けた第一段階として、現在建設中の11号線が開業した時点から概ね1年後（平成16年春の予定）に特殊会社化する。</p>	<p>第155回国会で特殊会社化の法案成立。16年4月移行予定。</p>

関西国際空港株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>国際ハブ3空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を厳密に検討した上、上下分離方式を含め民営化に向け平成14年中に政府において結論を得ることとする。</p>	<p>関西国際空港株式会社の経営形態のあり方については、「道路関係4公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について（平成14年12月17日閣議決定）」における結論を踏まえ、現在の特殊会社としての経営形態を維持しつつ、将来の完全民営化に向けて、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善を進め、有利子債務の確実な償還を期すとともに、当面の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>上記閣議決定を踏まえ、経営の改善、利用促進、二期事業の取扱い、新たな財政措置等今後行う具体的措置については、財務大臣及び国土交通大臣間で合意しており、15年度予算においても、所要の財政措置が講じられる等両大臣合意事項について着実に推進している。</p>

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
できる限り早期に完全民営化する。	グループ企業も含め安定的な経営基盤が確立された段階で完全民営化する予定。

東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
平成13年12月1日に、完全民営化すること等を内容とする法律が施行された。	

奄美群島振興開発基金

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>【奄美群島内事業者に対する政策金融事業（融資、出資、保証）】 保証業務及び融資業務について、保証残高の縮小、民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し等の措置を講じ、財務の健全化を図る。出資業務については、遅くとも平成17年度末までに、廃止する。貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p>	<p>（事務局案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証業務の規模の縮小（14年度83億円 15年度75億円）</li> <li>・融資業務の規模の縮小（14年度38億円 15年度27億円）</li> <li>・地元のニーズに即した活用方策を検討中。</li> <li>・自己査定の実施、行政コスト計算書作成によるリスク管理、引当金の開示を実施。</li> </ul>
<p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づき、基金が主務大臣の認可を受けて決定。</li> </ul>
<p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利感応度分析により、金利を基本の金利シナリオから変化させた場合における政策コスト分析を実施。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美群島振興開発特別措置法のあり方と併せて検討し、平成16年の通常国会に独立行政法人化の法案を提出予定。</li> </ul>

国際観光振興会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【外客来訪促進事業】</b>            国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な事業評価の指標を設定し、事業評価を実施するとともに、第三者による評価を受け、その結果を公表した。</li> </ul>
<p>国の関与（補助金）の縮小を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の縮減（13年度 28.1 億円 14年度 25.2 億円）                なお、15年度の予算は、24.6 億円である。（独立行政法人に対する運営費交付金を含む。）</li> </ul>
<p><b>【日本人海外旅行者対策事業】</b>            国際観光客数に占める当該法人の寄与の割合など客観的な事業評価の指標を設定し、事業効果を定量的に明らかにするとともに、外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年10月設置予定である独立行政法人国際観光振興機構では、当該事業は廃止。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

<p>整理合理化計画における指摘事項</p>	<p>措置状況、措置予定等</p>
<p>【助成金交付事業等】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度助成事業から、助成対象の重点項目について明確化するとともに、社会ニーズ、重点項目に関連する国の支援・助成制度の状況等を勘案しつつ、経済社会情勢の変化に即応して機動的に見直しを行うものとし、その旨助成基準に明記した。</li> </ul>
<p>国、地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等の補助を受ける事業は、原則として助成の対象としないことに加え、平成15年度助成事業から、事業の選定に当たっては、国、地方公共団体の施策に考慮し、効率的かつ効果的に実施することとし、その旨助成基準に明記した。</li> </ul>
<p>助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金交付事業の交付先、交付額、助成事業の成果及び決定に至るまでの手続きについてホームページで情報開示済み。</li> </ul>
<p>助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度助成事業のうち助成先の助成金交付事業の選定に当たっては、助成対象分野における専門知識や広い知見に照らし、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であると判断される場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。</li> </ul>
<p>基金形成のための助成については、計画的・安定的な事業実施の観点から、適切かつ効果的であることが明らかな場合に限定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度助成事業のうち基金形成事業の選定に当たっては、高度の公益性を有した事業を計画的かつ安定的に実施するため、基金形成することが適切かつ効果的であると判断された場合に限ることとし、その旨助成基準に明記した。</li> </ul>
<p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成金交付事業の効率的、効果的な実施や情報開示の充実等、「事業について講ずべき措置」に基づく措置状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行う。</li> </ul>

日本勤労者住宅協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
民間法人化する。	・第155国会において日本勤労者住宅協会を民間法人化するための日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律が成立。 15年10月移行予定。

日本下水道事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【下水汚泥広域処理事業】</b>            下水汚泥広域処理事業は廃止する。なお、既設の処理施設については、地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155国会において下水汚泥広域処理事業の廃止を含む日本下水道事業団法の一部を改正する法律が成立。既設の処理施設については、兵庫地域については平成14年度末に兵庫県に移管を実施。残る大阪地域の2箇所についても地元地方公共団体と早期に移管することで合意し、具体的に調整中。</li> </ul>
<p>地方共同法人（仮称）又は民間法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第155国会において日本下水道事業団を地方共同法人化するための日本下水道事業団法の一部を改正する法律が成立。15年10月移行予定。</li> </ul>

自動車事故対策センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p><b>【療護センター】</b>            診療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>14年度に外部有識者からなる「業務評価のための特別タスクフォース」において外部評価を行い、その結果について情報提供を行った。</p>
<p>平成13年度中を目途に千葉療護センターの委託先を選定することにより、全ての療護センターについて業務の民間委託化を図る。</p>	<p>14年3月に委託先を選定済み。15年4月から運営委託を実施する予定。</p>
<p><b>【自動車アセスメント情報提供事業】</b>            客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<p>14年度に外部有識者からなる「業務評価のための特別タスクフォース」において外部評価を行い、その結果について情報提供を行った。</p>
<p><b>【交通遺児融資】</b>            貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p>	<p>「特殊法人等の行政に係る行政コスト計算書作成指針」に従い、行政コスト計算書を作成・開示することにより、貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示を適切に実施済。</p>
<p>評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを構築する。</p>	<p>14年度に債権管理委員会を設置し、同委員会で実施するリスク評価等を事業に反映させる仕組みを構築した。</p>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

空港周辺整備機構

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>事業の整備目標及び目標年次を明らかにした全体計画並びにこれに基づいた中期計画を作成し、事業の進捗を図る。</p> <p><b>【共同住宅建設事業】</b> 共同住宅建設事業については廃止する。また、既存の共同住宅について、採算性の現状及び見通しに関し情報公開するとともに、できる限り早期に処分する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体及び空港周辺機構の関係者による委員会を開催し、14年3月に全体計画、7月に中期計画を策定済み。</li> <li>・第155国会で独立行政法人化の法案が成立し、共同住宅建設については、廃止が決定。共同住宅の採算性の現状及び見通しに関する情報公開、既存の共同住宅の処分計画を策定中。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案が成立。15年10月に設立予定。</p>

海上災害防止センター

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定等
<p>運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営費交付金を前提とせず、防災基金の運用益等により自立的な運営を図った状態で、独立行政法人へ移行する。</li> </ul>
<p>【海上防災訓練（防災訓練所、消防演習場）】 果たすべき役割・政策目標を明確にした上で、事業の重点化を図るとともに、厳格な外部評価を実施し、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立的運営を行うなか、評議員会において外部の学識経験者等による評価を実施し、果たすべき役割・政策目標の明確化、事業の重点化を図っている。また、国民にわかりやすい形で情報提供できるようOA環境の整備を終了し、評議員会による評価の内容も平成15年1月からHPで公開している。</li> </ul>
<p>【国際協力業務】 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立的運営を行うなか、評議員会において外部の学識経験者等による評価を実施している。また、国民にわかりやすい形で情報提供できるようOA環境の整備を終了し、評議員会による評価の内容も平成15年1月からHPで公開している。なお、客観的な事業評価の指標については、新法人の設立に向け引き続き検討を行うこととしている。</li> </ul>
<p>【海上防災措置に関する技術に係る調査研究】 研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果（長期にわたるものについては中間時点の進捗状況）について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させる。また、研究成果及び外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立的運営を行うなか、研究課題の設定、実施体制の決定、研究期間終了後の研究成果について評議員会において外部の学識経験者等による評価を実施している。また、国民にわかりやすい形で情報提供できるようOA環境の整備を終了し、評議員会による評価の内容も平成15年1月からHPで公開している。</li> </ul>
<p>独立行政法人とする。</p>	<p>第155回国会で法案成立。15年10月設立予定。</p>

環 境 省

環境事業団

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p><b>【建設譲渡事業】</b>            集団設置建物建設譲渡事業            現に事業実施中のものを除き廃止する。</p> <p>緑地整備関係建設譲渡事業、産業廃棄物処理施設建設譲渡事業            一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う。</p> <p><b>【PCB廃棄物処理事業】</b>            平成27年度までの間に、PCB廃棄物処理体制の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。</p> <p><b>【廃棄物処理技術開発事業】</b>            平成14年度において事業団の事業としては廃止し、国や他の機関が直接実施している同種の事業と統合する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業を採択せず、事業終了。                施設整備補助金 13': 686 14': 0〔百万円〕</li>   <li>・新規事業を採択せず、継続事業のみ実施。                施設整備補助金                13': 4,600 14': 3,919 15': 1,551〔百万円〕</li>   <li>・16年度以降(27年度までの間)に措置予定</li>   <li>・14年度から事業団の事業としては廃止。                補助金 13': 303 14': 0</li> </ul>

**【環境浄化機材貸付事業】**

一定期間経過後は廃止することとし、終期を明確に設定する。

**【海外環境情報等提供事業（国際協力事業団の委託による環境保全に係る研修）】**

客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

**【海外環境情報等提供事業（開発途上地域の環境保全情報）】**

外部評価を実施する。

**【地球環境基金事業（環境保全活動を行う民間団体に対する助成）】**

国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。また、第三者機関による評価の実施、評価結果の事業・予算配分への反映、女性先の公表を実施するとともに、業務を縮減し、業務の重点化を図る。

・現在、環境事業団が保有している機材については特殊会社に引き継ぎ、会社において当該機材を貸し付ける事業を経営する。当該事業は会社の成立後5年を目途に廃止する。

事務費交付金 13': 12 14': 2 15': 2

・（受託業務として実施）

・外部の学識経験者からの評価を実施。

・助成先の公表を実施するとともに、助成対象の重点化を図った。また、中央環境審議会での民間活動活性化の議論を踏まえ、目標点検方法等を定める。

補助金 13': 827 14': 806 15': 802

出資金 13': 500 14': 0 15': 0

<p><b>【債権回収業務】</b></p> <p>債権回収について、平成14年度から民間委託等を通じ効率的に実施し、特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人への債権債務の移管に向けて、処理方針を明らかにしつつ、競売等の法的手段の推進や民間機関等への回収委託により、不良債権の適切な処理及び回収強化に全力をあげる。</li> </ul> <p>事務費交付金 13': 0      14': 258      15': 254  貸倒引当金（交付金）13': 2,400      14': 2,400  15': 4,000〔百万円〕</p>
<p>特殊会社とする（平成27年度までに、廃止又は民営化を含めた組織の見直しを行う。）</p> <p>地球環境基金事業については、公害健康被害補償予防協会の業務を承継する法人に移管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今国会に関連法案提出済。</li> </ul>

公害健康被害補償予防協会

整理合理化計画における指摘事項	措置状況、措置予定
<p><b>【健康被害予防事業を行う地方公共団体に対する助成等】</b>            基金事業について、基金収入の減収見込みに対応して、健康相談・健康診査・機能訓練事業を行う地方公共団体等への助成に重点化し、協会が直接実施する調査研究等の事業を縮減するなど、政策目標に即した施策の重点化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民保健ニーズに対応する健康相談、健康診査、機能訓練、知識の普及、研修等に重点化。                （旧指定地域等の住民に係る健康相談・健康診査・機能訓練、予防に係る情報提供、予防事業従事者への研修等を重点実施。）</li> </ul>
<p>環境事業団の地球環境基金事業を統合した上で独立行政法人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今国会に関連法案提出済。</li> </ul>